

令和元年9月2日提出

令和元年第3回

小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第72号

令和元年8月26日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

令和元年第3回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

- |         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 認 第 1 号 | 平成30年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について        |
| 認 第 2 号 | 平成30年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 認 第 3 号 | 平成30年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 認 第 4 号 | 平成30年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 認 第 5 号 | 平成30年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 報告第5号   | 平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について          |
| 諮問第1号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                   |
| 議案第36号  | 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第4回）             |
| 議案第37号  | 令和元年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）         |
| 議案第38号  | 令和元年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）      |
| 議案第39号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて    |
| 議案第40号  | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関     |

係条例の整備に関する条例

- 議案第41号 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 議案第42号 小金井市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第43号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第44号 小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 小金井市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 小金井市消防団条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 市道路線の認定について
- 議案第55号 市道路線の変更について
- 議案第56号 市道路線の廃止について
- その他 工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

なお、

○ 小金井市臨時職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例は、市長から送付され次第、後日送付します。

## 議 長 報 告

### 1 三多摩上下水及び道路建設促進協議会総会について

令和元年5月24日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、協議事項について認定又は決定した。

#### (1) 報 告

ア 会務報告

イ 委員会報告

#### (2) 協議事項

ア 平成30年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出決算の認定について

イ 令和元年度三多摩上下水及び道路建設促進協議会歳入歳出予算（案）について

ウ 役員を選任について

- ・ 会 長           町田市
- ・ 副会長        小金井市、あきる野市、奥多摩町
- ・ 監 事        調布市、瑞穂町
- ・ 理 事        各市町村議会議長
- ・ 第1委員会  
    委員長       東久留米市  
    副委員長     調布市、武蔵村山市、瑞穂町
- ・ 第2委員会  
    委員長       八王子市  
    副委員長     三鷹市、昭島市、東大和市
- ・ 第3委員会  
    委員長       福生市  
    副委員長     小平市、日野市、清瀬市

エ 総会決議（案）について

### 2 東京都市議会議長会定例総会について

令和元年5月30日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、各市議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 平成31年度第1回東京都区市町村振興協会臨時評議員会の会議結果について

ウ 第225回東京都都市計画審議会の会議結果について

エ 関東市議会議長会支部長会議の会議結果について

オ 平成31年度「2040未来ビジョン出前セミナー」開催に係る申込みの提出について

(2) 協議事項

ア 各市提出議案について

3 東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会について

令和元年5月30日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の議案を承認又は決定し、報告事項について説明がなされた。

(1) 議案

ア 平成30年度東京都三多摩地区消防運営協議会経過報告について

イ 平成30年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出決算について

ウ 令和元年度東京都三多摩地区消防運営協議会歳入歳出予算（案）について

エ 役員改選について

(2) 報告事項

ア 令和元年度東京消防庁主要事業について

4 全国市議会議長会定期総会について

令和元年6月11日（火）東京国際フォーラムにおいて開催された。

会議の概要は、会長挨拶、来賓祝辞、祝電披露に続いて、表彰式が行われた。その後、議事に入り、次の報告を承認し、議案を決定した。

(1) 報告

ア 一般事務及び会計報告

イ 各委員会報告

(2) 議案

ア 部会提出議案 27件

- イ 会長提出議案 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議  
地方創生・地方分権改革の推進及び地方財源の充実確保に関する決議  
地震、集中豪雨など頻発・激甚化する大規模災害等に対応する防災・減災対策の充実強化に関する決議  
東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

(3) 役員改選

5 東京都市議会議長会定例総会について

令和元年8月2日（金）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、調布市議会議長及びあきる野市議会議長紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 関東市議会議長会第2回理事会の会議結果について

ウ 関東市議会議長会新支部長会議の会議結果について

エ 全国市議会議長会第215回理事会の会議結果について

オ 全国市議会議長会各委員会合同会議の会議結果について

カ 東京都区市町村振興協会令和元年度定時評議員会の会議結果について

キ 北方領土の返還を求める都民会議第1回理事会及び通常総会の会議結果について

ク 第1回日中友好交流事業打合せ会の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第165回社会文教委員会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第149回地方財政委員会の会議結果について

サ 東京市町村総合事務組合議会第1回臨時会及び全員協議会の会議結果について

シ 全国市議会議長会第216回理事会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 都県提出議案について

イ 2040未来ビジョン出前セミナー開催申込について

6 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が共通の問題として、国及び東京都  
に下水道事業について要請を行うための会議に出席するため

イ 派遣場所 東京自治会館

ウ 期 日 令和元年7月23日(火)

エ 派遣議員 渡辺 ふき子 議員

## 一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 坂井えつ子議員 水上洋志議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 湯沢綾子議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和元年5月11日から令和元年8月12日までに開催された各議会の報告である。



## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

令和元年7月26日（金） 令和元年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和元年7月26日（金） 令和元年第1回臨時会

正副議長選挙、行政報告3件及び議案2件を審議した。

#### (1) 正副議長の選挙

議長には宮下誠氏（小金井市選出）、副議長には関田正民氏（東大和市選出）を選出した。

#### (2) 行政報告

- 1 平成30年度公立昭和病院取扱患者実績について
- 2 平成30年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況について
- 3 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について

以上3件については、いずれも了承した。

#### (3) 議案

議案第6号 昭和病院企業団監査委員（議員）の選任につき同意を求めること  
について

小町明夫氏（東村山市選出）を選任することに同意した。

議案第7号 公立昭和病院使用条例の一部を改正する条例  
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 湖南衛生組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和元年7月22日（月） 令和元年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和元年7月22日（月） 令和元年第1回臨時会

議案2件を審議した。

議案第4号 湖南衛生組合監査委員の選任の同意について

水上洋志氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

議案第5号 令和元年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第1回）

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和元年7月26日（金） 令和元年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和元年7月26日（金） 令和元年第1回臨時会

議案1件を審議した。

議案第5号 監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて  
西上ただし氏（清瀬市選出）を選任することに同意した。

## 東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和元年7月31日（水） 令和元年第2回臨時会

### 2 会議の概要

令和元年7月31日（水） 令和元年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には木崎親一氏（昭島市選出）、副議長には与座武氏（武蔵野市選出）を選出した。

第6号議案 東京都十一市競輪事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて  
土方桂氏（東村山市選出）を選任することに同意した。

## 東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和元年7月31日（水） 令和元年第2回臨時会

### 2 会議の概要

令和元年7月31日（水） 令和元年第2回臨時会

正副議長選挙及び議案1件を審議した。

議長には深沢達也氏（武蔵野市選出）、副議長にはおく栄一氏（町田市選出）を選出した。

第8号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（議会議員のうちから選出する者）の選任につき同意を求めることについて  
渡辺大三氏（小金井市選出）を選任することに同意した。

## 浅川清流環境組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

令和元年7月30日（火） 令和元年第1回臨時会

### 2 会議の概要

令和元年7月30日（火） 令和元年第1回臨時会

副議長選挙、議案1件の審議及び報告1件を実施した。

#### (1) 副議長の選挙

副議長には田中政義氏（国分寺市選出）を選出した。

#### (2) 議案

議案第5号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

#### (3) 報告

報告第1号 平成30年度浅川清流環境組合繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

以上1件について、報告があった。

認第1号

平成30年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度小金井市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第2号

平成30年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度小金井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎



認第3号

平成30年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度小金井市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第4号

平成30年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度小金井市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

認第5号

平成30年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度小金井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会の認定に付する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

報告第5号

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて本市議会に報告する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

## 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.5	7.6
(12.30)	(17.30)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 早期健全化基準を（ ）内に表示

## 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0

備考

資金不足額がない場合は、「—」と表示

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について

1 健全化判断比率

(単位：%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
132101	東京都	小金井市	— ※△8.19	— ※△9.47	2.5	7.6

※黒字の程度を負の数値で表記した。

標準財政規模 (千円)			12.30	17.30	25.0	350.0
	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準				
22,139,864	0	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※標準財政規模とは、その年度に収入されると推測される一般財源を全国統一のルールにより、計算した額である。

(1) 実質赤字比率

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{22,139,864 \text{ 千円}}$$

(2) 連結実質赤字比率

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{なし}}{22,139,864 \text{ 千円}}$$

■ 一般会計等に係る実質収支額

(単位：千円)

会 計 名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
一般会計(1)	47,401,578	45,587,074	1,814,504	0	1,814,504

■ 公営企業に係る特別会計の資金不足額等

(単位：千円)

特別会計名	歳入額 ①	歳出額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	解消可能資金不足額 ④	資金不足・剰余額 ⑤(③-④)
下水道事業特別会計(2)	1,459,324	1,379,696	79,628	0	79,628

■ 公営企業に係る特別会計以外の特別会計に係る実質収支額

(単位：千円)

特別会計名	歳入総額 ①	歳出総額 ②	歳入歳出差引額 ③(①-②)	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 ⑤(③-④)
国民健康保険特別会計	10,350,907	10,254,863	96,044	0	96,044
介護保険特別会計	7,976,902	7,892,131	84,771	0	84,771
後期高齢者医療特別会計	2,578,440	2,556,705	21,735	0	21,735
合計(3)	20,906,249	20,703,699	202,550	0	202,550

連結合計(1)+(2)+(3)	2,096,682
-----------------	-----------

## (3) 実質公債費比率

○ 分子

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公債費充当一般財源等額 A	1,814,053	1,769,961	1,632,137
公債費（一般会計等）	2,671,973	2,680,454	2,503,253
特定財源	△857,920	△910,493	△871,116
都市計画税			
公営企業債（下水道）の償還に充てたと認められる繰入金 B	101,351	96,960	95,835
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる負担金 C	42,009	40,012	35,793
東京たま広域資源循環組合負担金	37,276	35,635	31,488
昭和病院企業団分担金	4,733	4,377	4,251
浅川清流環境組合	0	0	54
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの D	11,989	25,221	122,529
社会福祉法人が施設建設のため借り入れた借入金の償還に対する補助	0	0	0
その他これらに準ずると認められるもの（土地開発公社に対するもの）	11,989	25,221	122,529
一時借入金の利子 E	0	0	0
分子 合計 ① (A+B+C+D+E)	1,969,402	1,932,154	1,886,294

○ 分母

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
標準財政規模	22,589,941	22,424,521	22,139,864
標準税収入額等	22,589,941	22,424,521	22,139,864
普通交付税	0	0	0
臨時財政対策債発行可能額	0	0	0
分母 合計 ②	22,589,941	22,424,521	22,139,864



## ○ 分子・分母から控除するもの

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
災害復旧費等に係る基準財政需要額	1,262,660	1,280,192	1,235,043
災害復旧費等に係る基準財政需要額 (準元利償還金に係るもの)	43,329	41,029	39,961
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	53,987	51,165	53,340
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 (準元利償還金に係るもの)	39,276	39,096	38,275
密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金	6,154	5,900	6,099
控除 合計 ③	1,405,406	1,417,382	1,372,718

(単位：%)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実質公債費比率 (単年度) (①-③) / (②-③)	2.66230	2.45046	2.47302
実質公債費比率 (3年平均)	3.0	2.8	2.5

※小数点第2位以下切捨て

## (4) 将来負担比率

## ○ 分子

(単位：千円)

一般会計等の地方債現在高 A	21,510,530
債務負担行為に基づく支出予定額 B	942,507
依頼土地の買い戻しに係るもの (土地開発公社)	942,507
その他	0
公営企業債 (下水道) の償還に充てる繰入金見込額 C	917,111
一部事務組合等の起こした地方債に充てる負担金見込額 D	1,012,474
東京たま広域資源循環組合負担金	44,610
昭和病院企業団分担金	59,431
浅川清流環境組合	908,433
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 E	3,928,284
合計 ① (A+B+C+D+E)	28,310,906

○ 分子から控除するもの

(単位：千円)

充当可能基金 A	8,978,251
充当可能特定歳入見込額 B	7,492,432
都市計画税	7,492,432
公営住宅使用料	0
基準財政需要額算入見込額 C	10,244,536
合 計 ② (A+B+C)	26,715,219

○ 分母

(単位：千円)

標準財政規模 A	22,139,864
うち普通交付税	0
うち臨時財政対策債発行可能額	0
合 計 ③ (A)	22,139,864

○ 分母から控除するもの

(単位：千円)

算入公債費等 A	1,372,718
合 計 ④ (A)	1,372,718

分子 (①-②)	1,595,687 千円	=	将来負担比率	7.6%
分母 (③-④)	20,767,146 千円			

※小数点第2位以下切捨て

## 2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	— ※△6.0	20.0

※黒字の程度を負の数値で表記した。

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{なし}}{1,337,318 \text{ 千円}}$$

平成29年度決算に基づく26市健全化判断比率等一覧表

(単位：%)

団体名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
八王子市	－ (11.25)	－ (16.25)	△ 0.5	－	－
立川市	－ (11.43)	－ (16.43)	2.5	－	－
武蔵野市	－ (11.42)	－ (16.42)	△ 0.7	－	－
三鷹市	－ (11.45)	－ (16.45)	3.5	11.8	－
青梅市	－ (11.99)	－ (16.99)	2.4	0.0	－
府中市	－ (11.25)	－ (16.25)	2.9	－	－
昭島市	－ (12.35)	－ (17.35)	0.2	－	－
調布市	－ (11.30)	－ (16.30)	0.7	0.7	－
町田市	－ (11.25)	－ (16.25)	△ 0.6	－	－
小金井市	－ (12.27)	－ (17.27)	2.8	9.6	－
小平市	－ (11.62)	－ (16.62)	0.7	－	－
日野市	－ (11.63)	－ (16.63)	△ 1.7	10.6	－
東村山市	－ (11.87)	－ (16.87)	4.9	6.0	－
国分寺市	－ (12.17)	－ (17.17)	△ 0.6	－	－
国立市	－ (12.73)	－ (17.73)	△ 1.4	－	－
福生市	－ (13.11)	－ (18.11)	△ 3.0	－	－
狛江市	－ (12.74)	－ (17.74)	2.5	17.9	－
東大和市	－ (12.66)	－ (17.66)	△ 2.6	－	－
清瀬市	－ (12.76)	－ (17.76)	4.1	23.4	－
東久留米市	－ (12.26)	－ (17.26)	0.4	－	－
武蔵村山市	－ (12.88)	－ (17.88)	△ 0.3	－	－
多摩市	－ (11.78)	－ (16.78)	0.3	－	－
稲城市	－ (12.62)	－ (17.62)	2.1	30.1	－
羽村市	－ (13.16)	－ (18.16)	2.0	5.3	－
あきる野市	－ (12.69)	－ (17.69)	8.5	51.5	－
西東京市	－ (11.48)	－ (16.48)	0.1	19.2	－
26市平均	－	－	0.9	－	－

【備考】

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率及び資金不足額がない場合は「－」と表記している。
- 2 ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。
- 3 平均値は加重平均である。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本市議会の意見を求める。

住 所	小金井市
氏 名	長 澤 和 子
年 齢	73歳
職 業	無 職

令和元年9月2日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

諮問第1号資料

人権擁護委員候補被推薦者調書

住 所 小金井市

氏 名 なが さわ かず こ  
長 澤 和 子

年 齢 73歳

学 歴

昭和44年3月 公立都留文科大学国文科卒業

職 歴

昭和44年4月～	55年3月	東村山市立南台小学校教諭
昭和55年4月～	63年3月	国分寺市立第一小学校教諭
昭和63年4月～平成	2年3月	武蔵野市立第三小学校教諭
平成 2年4月～	5年3月	小平市立第七小学校教諭
平成 5年4月～	8年3月	小平市立第十五小学校教諭
平成 8年4月～	12年3月	小平市立花小金井小学校長
平成12年4月～	18年3月	練馬区立大泉学園小学校長
平成18年4月～	23年3月	小平市教育委員会学務課就学相談指導委員
平成23年2月～現	在	小金井市シルバー人材センター会員
平成29年1月～現	在	法務省人権擁護委員
令和 元年6月～現	在	小金井市シルバー人材センター理事

賞 罰

な し

議案第36号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第4回)

## 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第4回）

令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,646,325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,970,478千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年9月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		千円 55,000	千円 239,963	千円 294,963
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	239,963	239,963
12 分担金及び負担金		679,001	△201,543	477,458
	1 負担金	679,001	△201,543	477,458
14 国庫支出金		7,722,534	228,789	7,951,323
	1 国庫負担金	5,766,477	251,566	6,018,043
	2 国庫補助金	1,923,402	△22,777	1,900,625
15 都支出金		6,914,149	56,199	6,970,348
	2 都補助金	4,147,503	54,319	4,201,822
	3 委託金	845,098	1,880	846,978
16 財産収入		24,170	2,384	26,554
	1 財産運用収入	9,293	2,384	11,677
17 寄附金		5,001	7,750	12,751
	1 寄附金	5,001	7,750	12,751
18 繰入金		1,767,398	△2,936	1,764,462
	1 基金繰入金	1,766,306	△4,000	1,762,306
	2 特別会計繰入金	1,092	1,064	2,156
19 繰越金		500,000	1,314,504	1,814,504
	1 繰越金	500,000	1,314,504	1,814,504
20 諸収入		518,784	1,215	519,999
	5 雑入	468,190	1,215	469,405
歳入合計		44,324,153	1,646,325	45,970,478



# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 3,870,205	千円 1,304,514	千円 5,174,719
	1 総 務 管 理 費	2,866,955	1,304,514	4,171,469
3 民 生 費		21,269,136	278,692	21,547,828
	1 社 会 福 祉 費	7,221,013	654	7,221,667
	2 児 童 福 祉 費	10,376,797	275,532	10,652,329
	3 生 活 保 護 費	3,639,504	2,506	3,642,010
4 衛 生 費		4,567,036	△6,225	4,560,811
	1 保 健 衛 生 費	1,105,320	654	1,105,974
	2 清 掃 費	3,461,716	△6,879	3,454,837
7 商 工 費		659,846	3	659,849
	1 商 工 費	659,846	3	659,849
8 土 木 費		6,045,760	4,628	6,050,388
	4 都 市 計 画 費	4,592,911	4,628	4,597,539
10 教 育 費		3,546,366	11,333	3,557,699
	1 教 育 総 務 費	643,372	5,470	648,842
	2 小 学 校 費	1,060,389	204	1,060,593
	3 中 学 校 費	599,753	4,638	604,391
	5 保 健 体 育 費	510,626	1,021	511,647
13 予 備 費		23,801	53,380	77,181
	1 予 備 費	23,801	53,380	77,181
歳 出 合 計		44,324,153	1,646,325	45,970,478

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
生活困窮者学習支援事業委託料	令和元年度 ～令和2年度	5,346千円
地域組織化事業等委託料	令和元年度 ～令和2年度	12,495千円
ファミリー・サポート・センター運営委託料	令和元年度 ～令和2年度	9,573千円
親子遊びひろば等運営委託料	令和元年度 ～令和2年度	15,647千円
清掃関連施設整備設計施工監理委託料	令和元年度 ～令和3年度	60,682千円
清掃関連施設整備工事	令和元年度 ～令和3年度	1,094,500千円
都市計画マスタープラン策定支援委託料	令和2年度 ～令和3年度	24,145千円
学校施設長寿命化計画策定支援委託料	令和元年度 ～令和2年度	13,306千円

事 項	期 間	限 度 額
総合体育館指定管理委託料	令和元年度 ～令和6年度	総合体育館の管理運営に 要する額
栗山公園健康運動センター 指定管理委託料	令和元年度 ～令和6年度	栗山公園健康運動センタ ーの管理運営に要する額
東センター・貫井北センタ ー運営委託料	令和元年度 ～令和2年度	100,315千円

廃止

事 項	期 間	限 度 額
清掃関連施設整備等設計施 工監理委託料	令和2年度 ～令和6年度	133,332千円
清掃関連施設整備等工事	令和元年度 ～令和6年度	5,170,000千円



議案第36号資料1

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第4回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金		千円 55,000	千円 239,963	千円 294,963
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	0	239,963	239,963
12 分担金及び負担金		679,001	△201,543	477,458
	1 負担金	679,001	△201,543	477,458
14 国庫支出金		7,722,534	228,789	7,951,323
	1 国庫負担金	5,766,477	251,566	6,018,043
	2 国庫補助金	1,923,402	△22,777	1,900,625
15 都支出金		6,914,149	56,199	6,970,348
	2 都補助金	4,147,503	54,319	4,201,822
	3 委託金	845,098	1,880	846,978
16 財産収入		24,170	2,384	26,554
	1 財産運用収入	9,293	2,384	11,677
17 寄附金		5,001	7,750	12,751
	1 寄附金	5,001	7,750	12,751
18 繰入金		1,767,398	△2,936	1,764,462
	1 基金繰入金	1,766,306	△4,000	1,762,306
	2 特別会計繰入金	1,092	1,064	2,156
19 繰越金		500,000	1,314,504	1,814,504
	1 繰越金	500,000	1,314,504	1,814,504
20 諸収入		518,784	1,215	519,999
	5 雑収入	468,190	1,215	469,405
歳入合計		44,324,153	1,646,325	45,970,478

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,870,205	千円 1,304,514	千円 5,174,719
	1 総務管理費	2,866,955	1,304,514	4,171,469
3 民生費		21,269,136	278,692	21,547,828
	1 社会福祉費	7,221,013	654	7,221,667
	2 児童福祉費	10,376,797	275,532	10,652,329
	3 生活保護費	3,639,504	2,506	3,642,010
4 衛生費		4,567,036	△6,225	4,560,811
	1 保健衛生費	1,105,320	654	1,105,974
	2 清掃費	3,461,716	△6,879	3,454,837
7 商工費		659,846	3	659,849
	1 商工費	659,846	3	659,849
8 土木費		6,045,760	4,628	6,050,388
	4 都市計画費	4,592,911	4,628	4,597,539
10 教育費		3,546,366	11,333	3,557,699
	1 教育総務費	643,372	5,470	648,842
	2 小学校費	1,060,389	204	1,060,593
	3 中学校費	599,753	4,638	604,391
	5 保健体育費	510,626	1,021	511,647
13 予備費		23,801	53,380	77,181
	1 予備費	23,801	53,380	77,181
歳出合計		44,324,153	1,646,325	45,970,478



補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
170			1,304,344
170			1,304,344
277,119		△201,349	202,922
260			394
275,226		△201,349	201,655
1,633			873
△2,306		△4,000	81
			654
△2,306		△4,000	△573
			3
			3
			4,628
			4,628
10,005		1,021	307
5,367			103
			204
4,638			
		1,021	
			53,380
			53,380
284,988		△204,328	1,565,665

2 歳 入

款 9 地方特例交付金

項 2 子ども・子育て支援臨時交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 子ども・子育て支援臨時交付金	千円 0	千円 239,963	千円 239,963	1 子ども・子育て支援臨時交付金	千円 239,963

款 12 分担金及び負担金

項 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費負担金	千円 667,502	△ 千円 201,543	千円 465,959	3 児童福祉費負担金	△ 千円 201,543

款 14 国庫支出金

項 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫負担金	千円 5,764,635	千円 251,566	千円 6,016,201	2 児童福祉費負担金	千円 251,566

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 312,918	△ 千円 20,471	千円 292,447	1 社会福祉費補助金	千円 1,803

説	明	千円
1 子ども・子育て支援臨時交付金 (子ども・子育て支援法附則第15条)	(保 育 課)	239,963

説	明	千円
1 保育所運営費保護者負担金 (児童福祉法第56条、子ども・子育て支援法附則第6条)	(保 育 課) △	201,543

説	明	千円
2 保育所運営費負担金 (児童福祉法第53条、子ども・子育て支援法第68条) 負担率 1/2	(保 育 課)	108,688
4 子育てのための施設等利用給付負担金 (子ども・子育て支援法第68条第2項) 負担率 1/2	(保 育 課)	142,698

説	明	千円
1 地域生活支援事業費等補助金 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条) 補助率 1/2	(自立生活支援課)	170

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費国庫補助金	千円	千円	千円		千円
				2 児童福祉費補助金	△ 22,274
3 衛生費国庫補助金	21,536	△ 2,306	19,230	1 保健衛生費補助金	△ 2,306

款 15 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 民生費都補助金	千円 2,019,820	千円 46,194	千円 2,066,014	1 社会福祉費補助金	千円 260
				2 児童福祉費補助金	45,934

説	明	千円
3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱) 補助率 10/10、2/3、1/2	(地域福祉課)	1,633
3 幼稚園就園奨励費補助金 (幼稚園就園奨励費補助金交付要綱) 補助率 1/3	(保育課)	△ 23,066
4 子ども・子育て支援交付金 (子ども・子育て支援交付金交付要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	792
2 循環型社会形成推進交付金 (循環型社会形成推進交付金交付要綱) 補助率 1/3	(ごみ対策課)	△ 2,306

説	明	千円
8 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金 (障害者施策推進区市町村包括補助事業等補助要綱) 補助率 1/2、ポイント制	(自立生活支援課)	260
12 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金 (私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱) 事業費 補助率 定額	(保育課)	△ 4,299 (△ 4,299)
14 子ども・子育て支援交付金 (東京都子供・子育て支援交付金補助要綱) 補助率 1/3	(子育て支援課)	792
16 認可外保育施設利用支援事業補助金 (東京都認可外保育施設利用支援事業補助要綱) 補助率 10/10、1/2	(保育課)	13,197
21 子ども・子育て支援事業費補助金 (子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	8,568
22 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金 (保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	27,676

款 15 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
7 教育費都補助金	千円 73,452	千円 8,125	千円 81,577	1 教育費補助金	千円 8,125

款 15 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 教育費委託金	千円 8,964	千円 1,880	千円 10,844	1 教育費委託金	千円 1,880

款 16 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 利子及び配当金	千円 616	千円 2,384	千円 3,000	1 利子及び配当金	千円 2,384

説	明	千円
10 東京都公立小中学校事務共同実施支援事業補助金 (東京都公立小中学校事務共同実施支援事業実施要綱、東京都公立小中学校事務共同実施支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指 導 室)	8,125

説	明	千円
3 教育事業費委託金 (教員研修事業費事務処理特例交付金(事業費)交付要綱、成績一覧表調査委員会事務処理特例交付金交付要綱、区市町村立学校臨時職員賃金等交付金交付要綱)	(指 導 室)	580
4 オリンピック・パラリンピック教育推進校事業委託金 (オリンピック・パラリンピック教育推進事業実施要項、オリンピック・パラリンピック教育推進事業費支払基準)	(指 導 室)	300
7 国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業委託金 (「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」指定地区設置要項、国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業費支払基準)	(指 導 室)	1,000

説	明	千円
12 株式会社ジェイコム東京株式配当金	(企 画 政 策 課)	2,384

款 17 寄 附 金

項 1 寄 附 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般寄附金	千円 5,001	千円 7,750	千円 12,751	1 一般寄附金	千円 7,750

款 18 繰 入 金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
3 環境基金繰入金	千円 636,100	△ 千円 4,000	千円 632,100	1 環境基金繰入金	△ 千円 4,000

款 18 繰 入 金

項 2 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 1,092	千円 1,062	千円 2,154	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	千円 1,062
2 介護保険特別会計繰入金	0	2	2	1 介護保険特別会計繰入金	2

款 19 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 500,000	千円 1,314,504	千円 1,814,504	1 前年度繰越金	千円 1,314,504



説	明	千円
2 がんばれ小金井寄附金	(企画政策課)	7,750

説	明	千円
1 環境基金繰入金	(ごみ対策課) △	4,000

説	明	千円
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	(財政課)	1,062
1 介護保険特別会計繰入金	(財政課)	2

説	明	千円
1 前年度繰越金	(財政課)	1,314,504

款 20 諸 収 入

項 5 雑 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑 入	千円 453,910	千円 1,215	千円 455,125	1 雑 入	千円 1,215

説	明	千円
77 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業 助成金	(生涯学習課)	1,021
82 市立保育園管外受託児童給食費	(保育課)	194

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 文書管理費	567,520	341	567,861	170		
				170		
8 企画調整費	26,997	4,173	31,170			
11 財政調整基金費	279	1,100,000	1,100,279			
13 庁舎建設基金費	238	200,000	200,238			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
171			
171	13 委託料	341	6 基幹系システムに要する 経費 (情報システム課) 341
			13 委 託 料 ( 341) 基幹系システム修正委託料 (障害 福祉サービス等報酬改定対応分) 341
4,173			
4,173	8 報償費	2,325	7 ふるさと納税に要する経 費 (企画政策課) 4,173
	12 役務費 1 郵便料	833 833	8 報 償 費 ( 2,325) ふるさと納税返礼品 2,325
	13 委託料	1,015	12 役 務 費 ( 833) 郵 便 料 833 13 委 託 料 ( 1,015) ふるさと納税事務委託料 1,015
1,100,000			
1,100,000	25 積立金	1,100,000	1 財政調整基金積立金 (財 政 課) 1,100,000
			25 積 立 金 ( 1,100,000) 財政調整基金積立金 (積立元金) 1,100,000
200,000			
200,000	25 積立金	200,000	1 庁舎建設基金積立金 (管 財 課) 200,000
			25 積 立 金 ( 200,000) 庁舎建設基金積立金 (積立元金) 200,000

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	926,967	113	927,080			
2 障害者福祉費	1,961,351	521	1,961,872	260		
				260		
8 介護保険事業費	1,373,000	0	1,373,000			
9 地域福祉基金費	72	20	92			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
113				
113	23 償還金利息及び割引料	113	33 返還金・還付金 (自立生活支援課)	113
			(1) 自立生活支援課関係経費	113
			23 償還金利息及び割引料 (平成30年度特別障害者手当等国庫負担金返還金)	( 113)
				113
261				
261	20 扶助費	521	28 中等度難聴児発達支援事業に要する経費 (自立生活支援課)	521
			20 扶助費 (中等度難聴児発達支援助成費)	( 521)
				521
	28 繰出金	0	1 介護保険特別会計繰出金 (財政課)	0
			28 繰出金 (地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業以外)繰出金 職員給与費等繰出金)	( 0)
				14
				△ 14
20				
20	25 積立金	20	1 地域福祉基金積立金 (地域福祉課)	20
			25 積立金 (地域福祉基金積立金(積立元金))	( 20)
				20

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	5,312,199	257,338	5,569,537	138,682		△ 150,912
						△ 150,912
				△ 16,320		
				5,679		
				△ 45,507		
				1,584		
				193,246		



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
269,568			
△ 1,314	7 賃金	1,837	5 愛育手当支給に要する経費 (子育て支援課) △ 1,314
	11 需用費	202	
	1 消耗品費	77	20 扶助費 (△ 1,314)
	5 印刷製本費	125	愛育手当 △ 1,314
175,320	12 役務費	956	8 民間保育所助成に要する経費 (保 育 課) 24,408
	1 郵便料	956	
	18 備品購入費	89	19 負担金補助及び交付金 ( 24,408)
	19 負担金補助及び交付金	△ 143,466	民間保育所補助金 24,408
△ 16,320	20 扶助費	397,720	10 保育室等保護者助成に要する経費 (保 育 課) △ 32,640
			19 負担金補助及び交付金 (△ 32,640)
			保育室等保護者助成金 △ 32,640
△ 5,300			11 保育所入所事務等に要する経費 (保 育 課) 379
			11 需用費 ( 6)
			消耗品費 6
			12 役務費 ( 373)
			郵便料 373
1,163			20 障害児通所給付に要する経費 (自立生活支援課) 1,163
			19 負担金補助及び交付金 ( 1,163)
			児童発達支援事業保護者等補助金 1,163
△ 93,491			23 私立幼稚園補助金に要する経費 (保 育 課) △ 138,998
			19 負担金補助及び交付金 (△ 138,998)
			私立幼稚園等就園奨励費補助金 △ 69,199
			私立幼稚園等園児保護者補助金 △ 69,799
1,017			25 特定保育施設等保護者助成に要する経費 (保 育 課) 2,601
			19 負担金補助及び交付金 ( 2,601)
			実費徴収に係る補足給付を行う事業補助金 2,601
208,493			31 子育てのための施設等利用給付に要する経費 (保 育 課) 401,739
	7 賃 金		( 1,837)
	事務補助員賃金		1,837
	11 需用費		( 196)
	消耗品費		71
	印刷製本費		125

款 3 民 生 費

項 2 児 童 福 祉 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費						
2 児童措置費	3,323,597	18,194	3,341,791	136,544		
				136,544		
4 保育園費	1,102,520	0	1,102,520			△ 50,437

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
			12 役 務 費 ( 583) 郵 便 料 583 18 備品購入費 ( 89) 一般機器類 89 20 扶 助 費 ( 399,034) 子育てのための施設等利用給付 399,034
△ 118,350			
△ 118,350	13 委託料	18,194	2 民間保育所等運営に要す る経費 (保 育 課) 18,194 13 委 託 料 ( 18,194) 保育所運営等委託料 18,194
50,437			

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	178,809	2,506	181,315	1,633		
				1,633		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
873			
873	13 委託料	2,506	2 生活保護事務に要する経費 (地域福祉課) 2,506
			13 委託料 ( 2,506)
			生活保護システム改修委託料 (社会保障・税番号制度連携対応分) 1,188
			レセプト管理システム改修委託料 (健康管理支援事業対応分) 446
			レセプト管理システム保守委託料 (健康管理支援事業対応分) 80
			生活保護システム法改正対応改修委託料 792

款 4 衛 生 費

項 1 保 健 衛 生 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	323,804	654	324,458			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
654			
654	20 扶助費	654	5 その他予防接種事務に要 する経費 (健康課) 654
			20 扶 助 費 ( 654) 里帰り等予防接種費助成金 654

款 4 衛 生 費

項 2 清 掃 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,969,541	△ 6,919	2,962,622	△ 2,306		△ 4,000
				△ 2,306		△ 4,000
4 環境基金費	200,163	40	200,203			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 613			
△ 613	13 委託料	△ 6,919	2 塵芥処理に要する経費 (ごみ対策課) △ 6,919
			13 委託料 (△ 6,919)
			清掃関連施設整備等設計施工監理委託料 △ 6,919
40			
40	25 積立金	40	1 環境基金積立金 (ごみ対策課) 40
			25 積立金 (40)
			環境基金積立金 (積立元金) 40

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	87,555	3	87,558			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3			
3	23 償還金利子及び割引料	3	5 返還金・還付金 (経 済 課) 3
			23 償還金利子及び割引料 ( 3)
			平成30年度消費者行政強化交付 金都返還金 3

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 都市計画総務費	2,413,923	4,553	2,418,476			
7 みどりと公園基金費	1	75	76			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,553			
4,553	8 報償費	131	3 都市計画事務に要する経費 (都市計画課) 4,553
	13 委託料	4,422	8 報 償 費 ( 131) 都市計画マスタープラン策定委員 会委員謝礼 131 13 委 託 料 ( 4,422) 都市計画マスタープラン策定支援 委託料 4,422
75			
75	25 積立金	75	1 みどりと公園基金積立金 (環境政策課) 75
			25 積 立 金 ( 75) みどりと公園基金積立金 (積立元 金) 75

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事務局費	433,995	20	434,015			
3 教育指導費	202,717	5,370	208,087	5,367		
				5,367		
4 教育施設整備基金費	520	80	600			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
20			
20	11 需用費 1 消耗品費	20 20	5 教育委員会事務局事務に 要する経費 ( ) 20  (1) 庶務課関係経費 20 11 需用費 ( 20) 消耗品費 20
3			
3	7 賃金	580	20 その他教育指導等に要す る経費 (指 導 室) 5,370
	8 報償費	449	7 賃 金 ( 580) 臨時的任用職員賃金 580
	11 需用費 1 消耗品費	403 403	8 報 償 費 ( 449) オリンピック・パラリンピック教 育推進校講師等謝礼 194 国際的なスポーツ大会を契機とし た体力向上事業講師等謝礼 255
	13 委託料	3,487	11 需 用 費 ( 403) 消耗品費 403
	18 備品購入費	451	13 委 託 料 ( 3,487) 東京都公立小中学校事務共同実施 支援委託料 3,487
			18 備品購入費 ( 451) 工作機器類 55 体育・音楽・保育機器類 396
80			
80	25 積立金	80	1 教育施設整備基金積立金 (庶 務 課) 80  25 積 立 金 ( 80) 教育施設整備基金積立金(積立元 金) 80

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 教育振興費	136,970	204	137,174			



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
204			
204	18 備品購入費	204	2 特別支援学級に要する経費 (学 務 課) 204
			18 備品購入費 ( 204) 教育振興備品 204

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	258,765	1,136	259,901	1,136		
				1,136		
4 学校建設費	73,961	3,502	77,463	3,502		
				3,502		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	18 備品購入費	1,136	2 学校運営に要する経費 ( ) 1,136
			(2) 学務課関係経費 1,136
			18 備品購入費 ( 1,136)
			学校管理備品 1,136
	11 需用費	3,502	2 学校施設維持管理に要す
	10 修繕料	3,502	る経費 (庶務課) 3,502
			11 需用費 ( 3,502)
			修繕料 3,502

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	72,941	1,021	73,962			1,021
						383
						638

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	1,021	4 <u>スポーツ教室・各種大会</u> <u>に要する経費</u> (生涯学習課) 383  13 委託料 ( 383) ボッチャ体験会運営委託料 383  8 <u>東京2020オリンピック</u> <u>ク・パラリンピック推進</u> <u>に要する経費</u> (生涯学習課) 638  13 委託料 ( 638) 東京2020オリンピック・パラ リンピックカウントダウンボード 作製委託料 638

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	23,801	53,380	77,181			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 53,380		千円	千円

債務負担行為の見込み及び平成30年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額が当該年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額正

追加

(単位:千円)

事項	限度額	平成30年度末までの支出(見込)額		令和元年度支出期間	令和元年度以降の金額	左の財源内訳			
		期間	金額			特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
生活困窮者学習支援事業委託料	5,346			令和元年度 ～令和2年度	5,346	2,673			2,673
地域組織化事業等委託料	12,495			令和元年度 ～令和2年度	12,495	12,000			495
ファミリー・サポート・センター運営委託料	9,573			令和元年度 ～令和2年度	9,573	9,032			541
親子遊びひろば等運営委託料	15,647			令和元年度 ～令和2年度	15,647	15,479			168
清掃関連施設整備設計施工監理委託料	60,682			令和元年度 ～令和3年度	60,682	20,226		15,000	25,456
清掃関連施設整備工事	1,094,500			令和元年度 ～令和3年度	1,094,500	255,382	719,400	30,500	89,218
都市計画マスタープラン策定支援委託料	24,145			令和2年度 ～令和3年度	24,145				24,145
学校施設長寿命化計画策定支援委託料	13,306			令和元年度 ～令和2年度	13,306				13,306
総合体育館指定管理委託料	総合体育館の管理運営に要する額			令和元年度 ～令和6年度	限度額に同じ				限度額から特定財源を控除した額
栗山公園健康運動センター指定管理委託料	栗山公園健康運動センターの管理運営に要する額			令和元年度 ～令和6年度	限度額に同じ				限度額から特定財源を控除した額
東センター・貫井北センター運営委託料	100,315			令和元年度 ～令和2年度	100,315				100,315



債務負担行為の見込み及び平成30年度以降にわたるものについての前年度末までの支書出額  
 又は支出額

(単位:千円)

事 項	限 度 額	平成30年度末までの 支出(見込)額		令和元年度以降の 支出予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
清掃関連施設整備等設計施工監理委託料	133,332			令和2年度 ～令和6年度	133,332	44,442			88,890
清掃関連施設整備等工事	5,170,000			令和元年度 ～令和6年度	5,170,000	1,067,732	3,680,300	130,500	291,468

議案第36号資料2

令和元年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	平成30年度末現在	令和元年度当初	年度算入	第4回補正	補正状況		後額計	の計取	令和元年度予定額	令和元年度現在額	年度末見込額
							元金	利息					
1	財政調整基金	元金 利息 計	3,033,872		279 279	1,100,000 1,100,000	1,100,000 1,100,000	0 0	1,100,000 1,100,279	当 初 補 正 計	880,000 880,000		3,254,151
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,416		1 1		0 0	0 0	1 1	当 初 補 正 計			9,417
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	2,700,607		238 238	200,000 200,000	200,000 200,000	0 0	200,000 200,238	当 初 補 正 計	116,846 116,846		2,783,999
4	地域福祉基金	元金 利息 計	767,758		72 72	20 20	20 20	0 0	20 72	当 初 補 正 計	18,500 18,500		749,350
5	環境基金	元金 利息 計	1,526,044		200,000 163 200,163	40 40	40 40	0 0	200,040 163 200,203	当 初 補 正 計	636,100 △4,000 632,100		1,094,147
6	都市再開発整備基金	元金 利息 計			1 1		0 0	0 0	1 1	当 初 補 正 計			3,030
7	みどり公園基金	元金 利息 計			1 1	75 75	75 75	0 0	75 76	当 初 補 正 計	1,050 1,050		2,040
8	市営住宅整備基金	元金 利息 計	57,378		3,304 6 3,310		0 0	0 0	3,304 6 3,310	当 初 補 正 計	1,710 1,710		58,978
9	教育施設整備基金	元金 利息 計			500 20 520	80 80	80 80	0 0	580 20 600	当 初 補 正 計	112,100 112,100		95,558
10	土地開発基金	元金 利息 計			1 1		0 0	0 0	1 1	当 初 補 正 計			66
合	計	元金 利息 計	8,308,241		203,804 782 204,586	1,300,215 0 1,300,215	1,300,215 0 1,300,215	0 0	1,504,019 782 1,504,801	当 初 補 正 計	1,766,306 △4,000 1,762,306		8,050,736

幼児教育・保育無償化の概要について

1 令和元年10月1日からの幼児教育・保育無償化の趣旨

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育・保育を行う施設等の利用に関する給付を行う。

2 幼児教育・保育無償化の対象者及び対象範囲等の概要

施設	クラス 年齢	対象世帯	国制度（無償化）	東京都上乗せ制度	小金井市 上乗せ制度
認可保育所	0-2歳 クラス	課税世帯	無	多子軽減（第2子半額、第3子無償）	無
		非課税世帯	無償化（現物給付）		
	3-5歳 クラス	全世帯	無償化（現物給付）	無	
新制度幼稚園	3-5歳 クラス	全世帯	無償化（現物給付）		
未移行幼稚園	3-5歳 クラス	全世帯	補助上限月額25,700円 預かり保育 補助上限額11,300円（利用給付認定世帯のみ）	所得及びきょうだい数に応じて補助上限額上乗せ月額1,800円～6,200円	補助上限額上乗せ月額5,200円
国立幼稚園	3-5歳 クラス	全世帯	補助上限月額8,700円	無	
認可外保育施設	0-2歳 クラス	課税世帯	無	きょうだい数に応じて補助上限額上乗せ月額40,000円～67,000円	無
		非課税世帯	補助上限月額42,000円	補助上限額上乗せ月額25,000円	
	3-5歳 クラス	全世帯	補助上限月額37,000円	補助上限額上乗せ月額20,000円	

3 認可保育所における副食費補助の創設

今般開始される幼児教育・保育の無償化において、従来利用者負担（保育料）に含まれると定義されていた副食費を無償化の対象外とし、保護者から実費徴収することとされた。本市においては、子育て世代の負担軽減を図るため保護者の負担がないよう、市独自の補助制度を創設する。

#### 4 就学前障がい児の発達支援の概要

##### (1) 無償化対象サービス及び期間

対象サービス	対象期間
児童発達支援	満3歳になって初めての4月1日から3年間
医療型児童発達支援	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	

##### (2) 就学前障がい児の発達支援における給食費補助の創設

児童発達支援事業で給食を提供されている児童の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、月額7,500円を上限に市独自の補助制度を創設する。

#### 5 愛育手当の対応

愛育手当は、認可外保育施設等を利用している児童のうち、保育室等保護者助成金等を受けていない児童の保護者を対象とした手当である。幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化の恩恵を受けない施設を利用している児童の保護者等を対象とするよう制度改正を行う。

6 幼児教育・保育無償化に係る主な補正予算

款	項	目	事業	節	歳出科目		補正額 (千円)	説明
					科目	科目名称		
3	2	1	5	20	愛育手当		△ 1,314	【無償化対象外となる認可外保育施設等】 受給資格者を改めることに伴う減額
3	2	1	8	19	民間保育所補助金		24,408	【認可保育所】 副食費補助の創設に伴う増額（市独自制度）
3	2	1	10	19	保育室等保護者助成金		△ 32,640	【認可外保育施設】 「子育てのための施設等利用給付」に移行するため減額
3	2	1	20	19	児童発達支援事業保護者等補助金		1,163	【児童発達支援】 給食費補助の創設に伴う増額（市独自制度）
3	2	1	23	19	私立幼稚園等就園奨励費補助金		△ 69,199	【未移行幼稚園】 「子育てのための施設等利用給付」に移行するため減額
3	2	1	23	19	私立幼稚園等園児保護者補助金		△ 69,799	【新制度幼稚園・未移行幼稚園】 「子育てのための施設等利用給付」に移行するため減額
3	2	1	25	19	実費徴収に係る補正給付を行う事業補助金		2,601	【未移行幼稚園】 所得及びびきょうだいで数に応じた給食費補助に伴う増額（国制度） 【管外公立保育所】 主食費及び副食費補助の創設に伴う増額（市独自制度）
3	2	1	31	20	子育てのための施設等利用給付		399,034	以下の対象施設の無償化に係る給付費の新設 【未移行幼稚園、国立大学附属幼稚園】 ・幼児教育無償化に係る給付費（国制度） 【新制度幼稚園、未移行幼稚園】 ・所得及びびきょうだいで数に応じた上乗せ給付費（都制度） ・預かり保育の無償化に係る給付費（国制度） 【認可外保育施設（3～5歳児）】 ・保育無償化に係る給付費（国制度） ・上乗せ給付費（都制度） 【認可外保育施設（0～2歳児・非課税世帯）】 ・保育無償化に係る給付費（国制度） ・上乗せ給付費（都制度） 【認可外保育施設（0～2歳児・課税世帯）】 ・きょうだいで数に応じた給付費（都制度） 【一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業】 ・保育無償化に係る給付費（国制度）
3	2	2	2	13	保育所運営等委託料		18,194	【認可保育所、新制度幼稚園、認定こども園】 幼児教育・保育無償化に係る民間園への委託料の増額

清掃関連施設整備事業概要

1 概要

不燃ごみや粗大ごみ、資源物の処理を行っている中間処理場、空缶・古紙等処理場の老朽化等を考慮し、平成30年3月に策定した清掃関連施設整備基本計画に基づき、施設の整備を進める。

令和元年度は、施設整備予定地である二枚橋焼却場跡地と中間処理場に清掃関連施設を整備するため、4月に事業者の入札公告を行った。しかしながら、参加申込みがなかったことから、清掃関連施設整備事業者選定委員会において、改めて事業内容を精査し、事業者が入札に参加しやすい入札内容とするため、契約方法等の見直しを行った。

2 変更点

	当初予算	見直し後
契約方法	①不燃・粗大ごみ積替・保管施設整備（二枚橋焼却場跡地） ②中間処理場解体 ③資源物処理施設整備（中間処理場） 今年度一括契約	①不燃・粗大ごみ積替・保管施設整備（二枚橋焼却場跡地） 今年度契約 ----- ②中間処理場解体 ③資源物処理施設整備（中間処理場） 令和3年度契約（予定）
発注方式	設計施工一括発注方式（性能発注方式）	同左
工事費	① 792,000 千円 ②+③ 4,378,000 千円	① 1,094,500 千円 ②+③ 別途予算措置
施工監理委託料	① 60,682 千円 ②+③ 79,569 千円	① 60,682 千円 ②+③ 別途予算措置

※ ②、③については、仕様書を見直した上で別途予算措置する。

3 スケジュール

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不燃・粗大ごみ積替・保管施設（二枚橋焼却場跡地）	事業者選定	設計施工・監理等		運営			
資源ごみ処理施設（中間処理場）		事業者選定 生活環境影響調査、都市計画変更	既設解体	設計施工・監理等			運営



## 学校施設長寿命化計画策定業務の概要

### 1 目的

本市が所管する小中学校は、建物の9割が建築後30年以上を経過しており、老朽化対策が求められている。

厳しい財政状況の下、老朽化した学校施設の中長期的な維持管理等のトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、効率的・効果的に施設の整備・再生を行うため、劣化状況の実態の把握・分析を行うとともに、今後の維持保全の方向性や学校施設に求められる機能・性能及び学校施設の目指すべき姿を検討し、学校ごとの施設評価に基づいた保全優先度を整理した学校施設長寿命化計画を策定する。

### 2 事業概要

#### (1) 令和元年度

1 ～ 3月 公共施設等総合管理計画策定推進本部の作業部会である学校施設部会において検討した建物状況調査結果を基に実態把握・分析を行い、課題の整理、計画の骨子を検討する。

#### (2) 令和2年度

4 ～ 10月 課題の検討、長寿命化計画案、実施計画案の検討  
4 ～ 1月 関係者会議開催・保護者アンケート実施  
11～12月 計画案の確定・パブリックコメント等実施  
3月 計画策定

### 3 予算額（債務負担行為）

- (1) 令和元年度 0千円  
(2) 令和2年度 13,306千円





議案第37号

令和元年度  
小金井市  
介護保険特別会計  
補正予算  
(第1回)

令和元年度小金井市介護保険特別会計補正予算（第1回）

平成31年度小金井市介護保険特別会計予算における会計年度の表示は、「令和元年度」とし、令和元年度小金井市の介護保険特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,563,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 1,808,440	千円 28	千円 1,808,468
	2 国庫補助金	432,494	28	432,522
4 支払基金交付金		2,173,935	1,270	2,175,205
	1 支払基金交付金	2,173,935	1,270	2,175,205
5 都支出金		1,205,658	14	1,205,672
	2 都補助金	62,070	14	62,084
6 財産収入		49	4	53
	1 財産運用収入	47	4	51
8 繰入金		1,505,843	17	1,505,860
	2 基金繰入金	132,843	17	132,860
9 繰越金		1	84,770	84,771
	1 繰越金	1	84,770	84,771
歳入合計		8,477,608	86,103	8,563,711

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地域支援事業費		千円 427,352	千円 72	千円 427,424
	3 包括的支援事業・任意事業費	128,149	72	128,221
5 基金積立金		47	3,837	3,884
	1 基金積立金	47	3,837	3,884
7 諸支出金		6,623	75,601	82,224
	1 償還金及び還付金	6,623	75,599	82,222
	2 繰出金	0	2	2
8 予備費		2,118	6,593	8,711
	1 予備費	2,118	6,593	8,711
歳出合計		8,477,608	86,103	8,563,711

議案第 37 号資料

令和元年度

小金井市

介護保険特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		1,808,440	28	1,808,468
	2 国庫補助金	432,494	28	432,522
4 支払基金交付金		2,173,935	1,270	2,175,205
	1 支払基金交付金	2,173,935	1,270	2,175,205
5 都支出金		1,205,658	14	1,205,672
	2 都補助金	62,070	14	62,084
6 財産収入		49	4	53
	1 財産運用収入	47	4	51
8 繰入金		1,505,843	17	1,505,860
	1 一般会計繰入金	1,373,000	0	1,373,000
	2 基金繰入金	132,843	17	132,860
9 繰越金		1	84,770	84,771
	1 繰越金	1	84,770	84,771
歳入合計		8,477,608	86,103	8,563,711

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地域支援事業費		千円 427,352	千円 72	千円 427,424
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	128,149	72	128,221
5 基金積立金		47	3,837	3,884
	1 基金積立金	47	3,837	3,884
7 諸支出金		6,623	75,601	82,224
	1 償還金及び還付金	6,623	75,599	82,222
	2 繰 出 金	0	2	2
8 予 備 費		2,118	6,593	8,711
	1 予 備 費	2,118	6,593	8,711
歳 出 合 計		8,477,608	86,103	8,563,711



補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 42	千円	千円 16	千円 14
42		16	14
		4	3,833
		4	3,833
			75,601
			75,599
			2
			6,593
			6,593
42		20	86,041

2 歳入

款 3 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 49,338	千円 28	千円 49,366	1 現年度分	千円 28

款 4 支払基金交付金

項 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費交付金	千円 2,093,150	千円 1,270	千円 2,094,420	2 過年度分	千円 1,270

款 5 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 24,669	千円 14	千円 24,683	1 現年度分	千円 14

款 6 財産収入

項 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 利子及び配当金	千円 47	千円 4	千円 51	1 利子及び配当金	千円 4

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第122条の2第4項) 補助率 38.5%	(介護福祉課)	28

説	明	千円
1 過年度分 (介護保険法第125条)	(介護福祉課)	1,270

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第123条第4項) 補助率 19.25%	(介護福祉課)	14

説	明	千円
1 介護給付費準備基金利子	(介護福祉課)	4

款 8 繰入金

項 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	千円 24,669	千円 14	千円 24,683	1 現年度分	千円 14
5 その他一般会計繰入金	291,123	△ 14	291,109	1 職員給与費等繰入金	△ 14

款 8 繰入金

項 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 132,843	千円 17	千円 132,860	1 介護給付費準備基金繰入金	千円 17

款 9 繰越金

項 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 1	千円 84,770	千円 84,771	1 前年度繰越金	千円 84,770

説	明	千円
1 現年度分 (介護保険法第124条第4項)	(介護福祉課)	14
1 職員給与費等繰入金	(介護福祉課) △	14

説	明	千円
1 介護給付費準備基金繰入金	(介護福祉課)	17

説	明	千円
1 前年度繰越金	(介護福祉課)	84,770

3 歳 出

款 4 地域支援事業費

項 3 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 任意事業費	3,852	72	3,924	42		16
				42		16

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
14			
14	8 報償費	72	5 介護サービス事業者等への適正化支援事業に要する経費 (介護福祉課) 72
			8 報 償 費 ( 72) ケアプラン作成研修講師謝礼 72

款 5 基金積立金

項 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 介護給付費準備基金積立金	47	3,837	3,884			4
						4



一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
3,833			
3,833	25 積立金	3,837	1 介護給付費準備基金積立金 (介護福祉課) 3,837
			25 積立金 (3,837)
			介護給付費準備基金積立金 (積立元金) 3,833
			介護給付費準備基金積立金 (積立利子) 4

款 7 諸支出金

項 1 償還金及び還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 第1号被保険者保険料還付金	6,612	△ 1,046	5,566			
3 償 還 金	1	76,645	76,646			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
△ 1,046				
△ 1,046	23 償還金利子及び割引料	△ 1,046	1 保険料等の還付に要する 経費	(介護福祉課) △ 1,046
			23 償還金利子及び割引料 第1号被保険者保険料還付金	(△ 1,046) △ 1,046
76,645				
76,645	23 償還金利子及び割引料	76,645	1 交付金等の返還金	(介護福祉課) 76,645
			23 償還金利子及び割引料	( 76,645)
			平成30年度介護給付費国庫負担 金返還金	61,165
			平成30年度介護給付費都負担金 返還金	7,088
			平成30年度地域支援事業費国庫 補助金返還金	3,065
			平成30年度地域支援事業費支払 基金返還金	3,468
			平成30年度地域支援事業費都補 助金返還金	1,854
			平成29年度地域支援事業費国庫 補助金返還金	3
			平成29年度地域支援事業費都補 助金返還金	2

款 7 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	0	2	2			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2			
2	28 繰出金	2	1 繰 出 金 (介 護 福 祉 課) 2
			28 繰 出 金 ( 2) 一般会計繰出金 2

款 8 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	2,118	6,593	8,711			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 6,593		千円	千円

議案第38号

令和元年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算

(第1回)



令和元年度小金井市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

平成31年度小金井市後期高齢者医療特別会計予算における会計年度の表示は、「令和元年度」とし、令和元年度小金井市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,701,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月2日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 越 金		千円 1	千円 21,734	千円 21,735
	1 繰 越 金	1	21,734	21,735
5 諸 収 入		88,183	831	89,014
	2 償還金及び還付加算金	2,510	831	3,341
歳 入 合 計		2,678,841	22,565	2,701,406

### 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 広域連合納付金		千円 2,557,719	千円 4,444	千円 2,562,163
	1 広域連合納付金	2,557,719	4,444	2,562,163
5 諸 支 出 金		3,602	18,121	21,723
	1 償還金及び還付加算金	2,510	17,059	19,569
	2 繰 出 金	1,092	1,062	2,154
歳 出 合 計		2,678,841	22,565	2,701,406

議案第38号資料

令和元年度

小金井市

後期高齢者医療特別会計

補正予算事項別明細書

( 第 1 回 )



# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 1	千円 21,734	千円 21,735
	1 繰越金	1	21,734	21,735
5 諸収入		88,183	831	89,014
	2 償還金及び還付加算金	2,510	831	3,341
歳入合計		2,678,841	22,565	2,701,406

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 広域連合納付金		千円 2,557,719	千円 4,444	千円 2,562,163
	1 広域連合納付金	2,557,719	4,444	2,562,163
5 諸支出金		3,602	18,121	21,723
	1 償還金及び還付加算金	2,510	17,059	19,569
	2 繰出金	1,092	1,062	2,154
歳出合計		2,678,841	22,565	2,701,406

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
			4,444
			4,444
		831	17,290
			17,059
		831	231
		831	21,734

2 歳 入

款 4 繰 越 金

項 1 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰 越 金	千円 1	千円 21,734	千円 21,735	1 前年度繰越金	千円 21,734

款 5 諸 収 入

項 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 償還金及び 還付加算金	千円 2,510	千円 831	千円 3,341	3 葬祭費還付金	千円 831



説	明	千円
1 前年度繰越金	(保険年金課)	21,734

説	明	千円
1 葬祭費負担金償還金	(保険年金課)	831

3 歳 出

款 3 広域連合納付金

項 1 広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 広域連合分賦金	2,557,719	4,444	2,562,163			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
4,444			
4,444	19 負担金補助及び交付金	4,444	1 広域連合分賦金に要する 経費 (保 険 年 金 課) 4,444
			19 負担金補助及び交付金 ( 4,444) 保険料等負担金 (過年度分) 4,279 保険料軽減措置負担金 (過年度分) 165

款 5 諸支出金

項 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 償還金及び還付加算金	2,510	17,059	19,569			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
17,059			
17,059	23 償還金利子及び割引料	17,059	1 償還金及び還付加算金 (保 険 年 金 課) 17,059 23 償還金利子及び割引料 ( 17,059) 償還金及び還付加算金 16,159 平成30年度葬祭費受託事業収入 返還金 900

款 5 諸支出金

項 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 繰 出 金	1,092	1,062	2,154			831
						831

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
231			
231	28 繰出金	1,062	1 一般会計繰出金 (保 険 年 金 課) 1,062
			28 繰 出 金 ( 1,062)
			一般会計繰出金 1,062

議案第39号

固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求める。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

固定資産評価審査委員会委員石井一郎が令和元年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任するため、本案を提出するものであります。



固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

小金井市固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 石井 一郎

年 齢 60歳

職 業 会社役員

議案第39号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 石井 一郎

年 齢 60歳

職 業 会社役員

学 歴

昭和56年3月 明星大学理工学部電気工学科卒業

職 歴

昭和56年4月 株式会社大阪有線放送入社

昭和57年1月 同社退社

昭和57年2月 有限会社石井ホームサービス入社

昭和58年2月 宅地建物取引士の資格を取得

平成16年3月 同社代表取締役就任

平成28年10月 小金井市固定資産評価審査委員会委員に就任、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第40号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(小金井市職員定数条例の一部改正)

第1条 小金井市職員定数条例（昭和33年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(総則)

第1条 小金井市一般職の職員（非常勤の職を占める職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関しては、この条例の定めるところによる。

(小金井市臨時職員の任用等に関する条例の廃止)

第2条 小金井市臨時職員の任用等に関する条例（平成26年条例第20号）は、廃止する。

(小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第3条 小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和30年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第3項中「範囲」を「範囲内」に改め、同条に次の1項を加える。

7 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第4項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条を第3条とする。

第5条第2項中「いかなる給与」の次に「又は報酬」を加え、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部改正)

第4条 小金井市職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和30年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第2項中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬（職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第8条の2に規定する通勤手当に相当する額、同条例第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額、同条例第13条に規定する休日勤務手当に相当する額及び同条例第14条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。））」を加え、同条を第3条とする。

第5条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加え、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

（小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条の2を次のように改める。

（非常勤職員及び臨時職員の勤務時間、休日、休暇等）

第15条の2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。第3項において同じ。））」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和 年条例第 号）第5条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、育児休業法第2条及び第3条の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第6条中「職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年

度任用職員を除く。)」を加える。

第8条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員

第10条中「職員」の次に「（給与条例の適用を受ける職員に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 非常勤職員（給与条例の適用を受ける職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額（給与条例第8条の2に規定する通勤手当に相当する額を除く。）のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成24年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く」を「、小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（臨時職員の給与）

第19条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める。

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

（小金井市職員退職手当支給条例の一部改正）

第10条 小金井市職員退職手当支給条例（昭和23年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

付則第4項（見出しを含む。）中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第40号資料1

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

小金井市職員定数条例（第1条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(総則)            第1条 小金井市一般職の職員(非常勤の職を占める職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において臨時の職に関するときに臨時的に任用される職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関しては、この条例の定めるところによる。</p> <p>付 則            この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(総則)            第1条 小金井市一般職の職員(市長、公営企業、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の事務部門に常時勤務する職員で、臨時に雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員、小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第31号)第4条の規定により採用された職員及び嘱託員を除く。以下「職員」という。)の定数に関しては、この条例の定めるところによる。</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う規定の整備</p>

小金井市職員の分限に関する手続および効果に関する条例（第3条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(適用範囲)</p>	<p>第2条 この条例は、法令その他別に定めあるものを除き、            小金井市職員定数条例(昭和33年条例第17号)第1条に定める職員、法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第31号)第4条の規定により採用された職員に適用</p>	<p>適用範囲の規定の削除</p>



<p>(降任、免職の手續および効果)</p> <p><u>第2条</u> 省略</p> <p>(休職の手續および効果)</p> <p><u>第3条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定による休職の期間は、3年を超えない<u>範囲</u>内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>4 } 省略</p> <p>6 }</p> <p>7 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>に対する<u>第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、第4項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p>2 休職者は休職期間中職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第18条に規定する給与のほか、いかなる給与又は報酬も支給されない。</p>	<p>する。 (降任、免職の手續および効果)</p> <p><u>第3条</u> 省略</p> <p>(休職の手續および効果)</p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の規定による休職の期間は、3年を超えない<u>範囲</u>内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>4 } 省略</p> <p>6 }</p> <p>2 休職者は休職期間中職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）第18条に規定する給与のほか、いかなる給与も支給されない。</p>	<p>条の繰上げ</p> <p>同上</p> <p>用語の整備</p> <p>会計年度任用職員の休職期間の規定の追加</p> <p>条の繰上げ</p> <p>会計年度任用職員の休職中の給与又は報酬の</p>	<p>条の繰上げ</p> <p>同上</p> <p>用語の整備</p> <p>会計年度任用職員の休職期間の規定の追加</p> <p>条の繰上げ</p> <p>会計年度任用職員の休職中の給与又は報酬の</p>
---	---	---	---

<p>(失職の例外) 第5条 省略</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項) 第6条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(失職の例外) 第6条 省略</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項) 第7条 省略</p>	<p>支給に係る規定の整備 条の繰上げ 同上</p>
---	---	------------------------------------

小金井市職員の懲戒の手續および効果に関する条例 (第4条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(懲戒の手續) 第2条 省略</p> <p>(減給の効果) 第3条 省略</p> <p>2 減給は、給料および地域手当の合計額 (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬 (職員の給与</p>	<p>(適用範囲) 第2条 この条例は、法令その他別に定めあるものを除き、 小金井市職員定数条例 (昭和33年条例第17号) 第1条に定める職員、法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成18年条例第31号) 第4条の規定により採用された職員に適用する。 (懲戒の手續) 第3条 省略</p> <p>(減給の効果) 第4条 省略</p> <p>2 減給は、給料および地域手当の合計額の10分の1以下の範囲内において減給する。</p>	<p>適用範囲の規定の削除  条の繰上げ 同上 会計年度任用職員</p>

<p>に関する条例（昭和26年条例第3号）第8条の2に規定する通勤手当に相当する額、同条例第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額、同条例第13条に規定する休日勤務手当に相当する額及び同条例第14条に規定する夜間勤務手当に相当する額を除く。）の10分の1以下の範囲内において減給する。</p> <p>（停職の効果）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 停職者は、停職期間中いかなる給与又は報酬も支給されない。</p> <p>（この条例の実施に関し必要な事項）</p> <p>第5条 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>の減給に係る規定の追加</p> <p>（停職の効果）</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 停職者は、停職期間中いかなる給与も支給されない。</p> <p>（この条例の実施に関し必要な事項）</p> <p>第6条 省略</p>
--	--

<p>小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第5条関係）</p> <p>改正条例</p> <p>（非常勤職員及び臨時職員の勤務時間、休日、休暇等）</p> <p>第15条の2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）及び臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2条から前条まで</p>	<p>現行条例</p> <p>（臨時職員の勤務時間、休日、休暇等）</p> <p>第15条の2 臨時的に任用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に定める。</p>
	<p>備考</p> <p>非常勤職員に係る勤務時間、休日、休暇</p>

の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

等の規定の追加

職員の育児休業等に関する条例（第6条関係）

改正条例

（期末手当等の支給）  
 第5条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。第3項において同じ。）のうち、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、育児休業法第2条及び第3条の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2. 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和 年条例第 号）第5条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、育児休業法第2条及び第3条の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 省略

現行条例

（期末手当等の支給）  
 第5条の2 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前3か月以内（基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、育児休業法第2条及び第3条の規定により育児休業をしていた期間以外の期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

備考

期末手当支給対象職員に係る規定の整備

育児休業をしてい  
 る会計年度任用職  
 員の期末手当に係  
 る規定の追加  
 項の繰下

2 省略

げ

(職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日後における最初の昇給の日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第31号)第4条の規定により採用された職員を除く。)とする。

(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して、規則で定める非常勤職員

第10条 職員(給与条例の適用を受ける職員に限る。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額して支給する。

2 非常勤職員(給与条例の適用を受ける職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額(給与条例第8条の2に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当

(職務復帰後における号給の調整)

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日後における最初の昇給の日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員及び小金井市一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例(平成18年条例第31号)第4条の規定により採用された職員を除く。)とする。

第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給料等の額を減額して支給する。

部分休業中の非常勤職員の報酬の減

職務復帰後の昇給対象職員に係る規定の整備

部分休業をすることができない職員に係る規定の整備

適用範囲の規定の整備

<p>する額を減額する。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>額に係る規定の追加</p>
--	------------------

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（第7条関係）		備考
改正条例	現行条例	
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p>	<p>地方公務員法の改正に伴う引用条項の整備及び用語の整備</p>
<p>付 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>		

小金井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第8条関係）		備考
改正条例	現行条例	
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任</p>	

用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職員、小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1) } 省略  
 {  
 (ii) }

付 則  
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項の規定により採用された短時間勤務の職員及び小金井市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第31号）第4条の規定により採用された職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1) } 省略  
 {  
 (ii) }

報告対象となる職員に係る規定の整備

職員の給与に関する条例（第9条関係）

改正条例

(給料表)

第3条 省略

2 } 省略  
 {  
 5 }

省略

6 省略

(臨時職員の給与)

第19条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職

現行条例

(給料表)

第3条 省略

2 } 省略  
 {  
 5 }

省略

6 臨時的に任用する職員の賃金は、別に定める。

7 省略

備考

臨時的に任用される職員に係る規定の削除の繰上げ  
 臨時的に任用され

員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で定める。  
 2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。  
 第20条 省略  
 付 則  
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第19条 省略  
 職員に係る規定の追加  
 条の繰下げ

小金井市職員退職手当支給条例（第10条関係）

改正条例	現行条例	備考
<p>(支給対象)            第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。            (1) 省略            (2) 省略            (3) 省略            (4) 省略            付 則            (令和4年3月31日以前に退職した職員の特例)            4 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2</p>	<p>(支給対象)            第1条 本条例による退職手当は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職又は死亡したときこれを支給する。ただし、次に掲げる者にはこれを支給しない。            (1) 省略            (2) 省略            (3) 臨時職員            (4) 省略            (5) 省略            付 則            (平成34年3月31日以前に退職した職員の特例)            4 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同</p>	<p>支給対象者に係る規定の整備            規定の整備</p>



号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とす

#### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とす

常勤職員と臨時・非常勤職員との関係について

各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とするという原則を前提とすべきです。この常勤職員が占める常時勤務を要する職（＝定数条例の対象となる職）と、非常勤の職については、改正法施行後は、以下のとおりとなります。

ア 常時勤務を要する職

以下の（ア）及び（イ）のいずれの要件も満たす職。

- （ア） 相当の期間任用される職員を就けるべき業務に従事する職であること（従事する業務の性質に関する要件）
- （イ） フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職であること（勤務時間に関する要件）

【当該職に就くべき職員】

- ・任期の定めのない常勤職員  
（地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「地方公務員育児休業法」という。）に基づく育児短時間勤務職員を含む。）
- ・任期付職員
- ・再任用職員
- ・臨時的任用職員

イ 非常勤の職

上記ア以外の職。

当該職は「短時間勤務の職」と「会計年度任用の職」がある。

このうち、「会計年度任用の職」は、標準的な業務の量によって「フルタイムの職」と、「パートタイムの職」に分けられる。

【当該職に就くべき職員】

<短時間勤務の職>

（ア）の要件を満たし（イ）の要件を満たさないもの

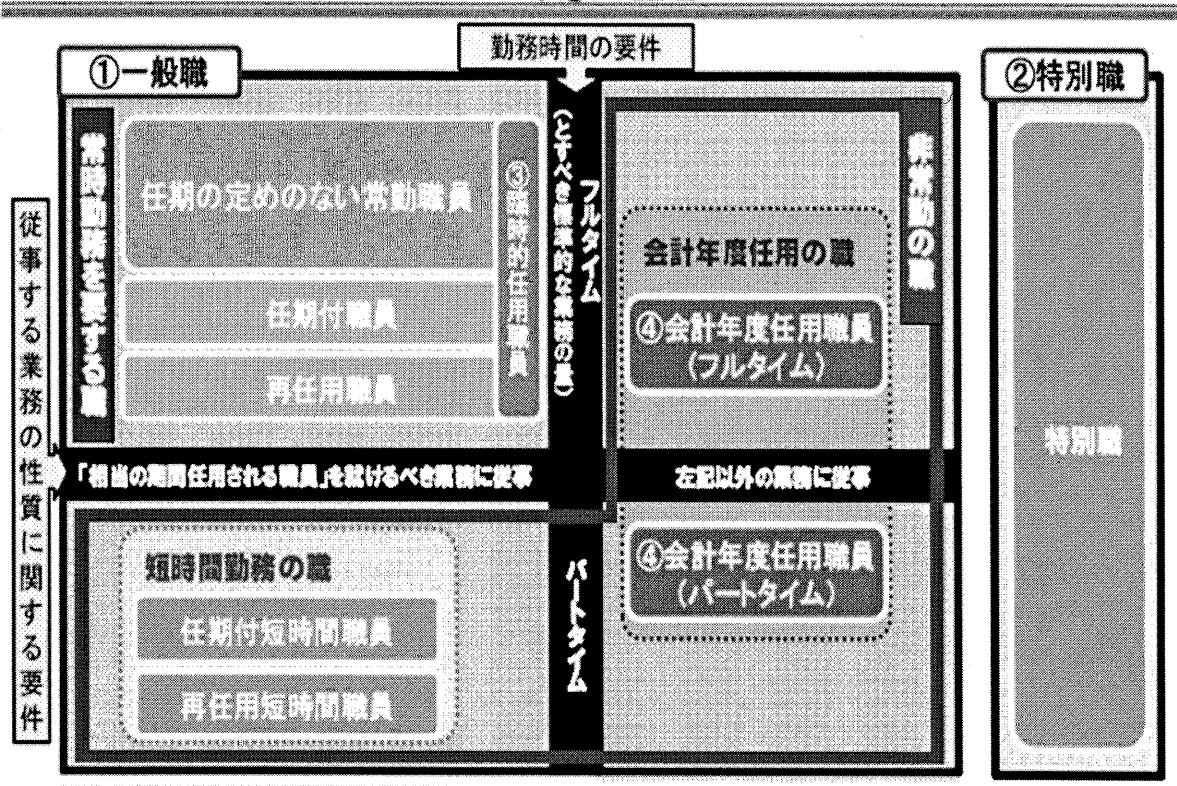
- ・任期付短時間勤務職員
- ・再任用短時間勤務職員

<会計年度任用の職>

（イ）の要件を満たし（ア）の要件を満たさないもの

- ・フルタイムの会計年度任用職員
- （ア）及び（イ）のいずれの要件も満たさないもの
- ・パートタイムの会計年度任用職員

## 「職」の整理



「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」

会計年度任用職員制度の概要について

1 職の基準

(1) 月給制

- ・ 1週間当たりの勤務時間が30時間以内
- ・ 原則として1日の勤務時間が7時間30分以内

(2) 時給制

- ・ 1週間当たりの勤務時間が37時間30分以内
- ・ 原則として1日の勤務時間が7時間30分以内

2 任用

(1) 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員として任用する。

(2) 任用期間

1年以内とし、会計年度は超えないものとする。

(3) 欠格条項

地方公務員法第16条に定める欠格条項が適用になる。

(4) 能力実証方法

選考により職務遂行に必要な能力を有する者を任用する。

(5) 募集方法

原則、公募によることとし、その方法については市報、HP等への掲載及び関係機関等へ周知することを基本とし、可能な限り広く周知するものとする。

ただし、(6)に掲げる公募によらない再度の任用の場合を除く。

(6) 公募によらない再度の任用

公募によらない再度の任用に際しては、地方公務員法に定める平等取扱いの原則及び成績主義に基づき、勤務実績、人事評価等を考慮した能力実証を行う。

公募によらない再度の任用は、連続4回を限度とする。

なお、当該上限回数に達した職員が、公募による客観的な能力実証を経た結果

として再度任用されることは妨げない。

制度移行に際し、現在の非常勤嘱託職員（更新上限回数に達しない者に限る。）は、公募によらない再度の任用の申込みを行うことができる。この場合、更新回数は、会計年度任用職員の公募によらない再度の任用の回数に含める。

(7) 条件付採用

地方公務員法第22条の2第7項に基づき、1月の条件付採用とする。

(8) 人事評価

地方公務員法第23条の2に基づき、人事評価を実施する。

実施方法・内容等については、現在の非常勤嘱託職員・臨時職員に実施している評価制度と同じとする。

3 報酬・期末手当

(1) 給付の種類

第1種報酬、第2種報酬、期末手当及び職務を行うために要する費用を弁償する。

(2) 第1種報酬

① 月給制

現在の非常勤嘱託職員の報酬額と同額とする。

なお、昇給はないものとする。

② 時給制

現在の臨時職員の賃金額と同額とする。

③ 時間外勤務

時間外勤務を行った場合は、正規職員の例により、時間外勤務手当に相当する額を支給する。

(3) 第2種報酬

正規職員の例により、通勤手当に相当する額を支給する。

(4) 期末手当

基準日（6月1日及び12月1日）に在籍し、かつ、会計年度内において6月以上の任用期間がある場合に支給する。ただし、週の勤務時間が15時間30分未満の場合は支給しない。

支給月数、支給方法及び算定方法は、正規職員の例によるものとし、支給日は、

6月15日及び12月15日とする。

異なる任命権者に任用された場合は、任用期間及び在職期間を通算しない。

(5) 費用弁償

支給方法及び算定方法は、正規職員の例による。

4 休暇・休業等

(1) 月給制

現在の非常勤嘱託職員の休暇・休業制度と同様とする。

(2) 時給制

現在の臨時職員の休暇・休業制度と同様とする。

5 服務等

(1) 営利企業等の従事

営利企業等に従事する場合は、任命権者への許可制とする。

(2) 分限処分

地方公務員法第28条第1項及び第2項に基づき、休職及び免職の処分をすることができる。

なお、分限休職期間は任期を限度に通算1年以内とし、報酬を支給しない。

(3) 懲戒処分

地方公務員法第29条に基づき、正規職員と同様に戒告、減給、停職及び免職の処分をすることができる。

(4) 措置要求

地方公務員法第46条に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(5) 審査請求

地方公務員法第49条の2に基づき、不利益処分を受けた職員は、公平委員会に対して審査請求をすることができる。

6 福利厚生

(1) 互助会

月給制については、現在の非常勤嘱託職員と同様、準会員とする。

時給制については、非会員とする。

(2) 社会保険

週当たりの所定勤務時間が20時間以上の場合など、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に定めるところにより、健康保険（全国健康保険協会）、厚生年金及び雇用保険に加入する。

40歳以上の職員は、介護保険に加入する。

(3) 労働災害補償・公務災害補償

労働者災害補償保険法又は小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、労働災害補償又は公務災害補償の対象とする。

(4) 健康診断

月給制及び社会保険に加入している時給制の職員を対象とする。

7 その他

(1) 職務内容

① 月給制

一般事務・学校事務・図書館業務については、正規職員（学校においては教員を含む。）の指揮監督の下、「相当の期間任用される職員を就けるべき業務」を除く業務を担う職とする。

専門職・現業職については、原則として職種が同一と認められる現在の非常勤嘱託職員の職務内容と同じとする。

② 時給制

現在の臨時職員の職務内容と同じとする。

(2) 研修

地方公務員法第39条に基づき、業務遂行上必要な知識及び技能の習得のための研修を実施する。

※ 文中の地方公務員法は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正後の地方公務員法をいう。

議案第41号

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給等について定める必要があるため、本案を提出するものであります。



## 小金井市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

### (通則)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

### (報酬の額)

第2条 職員に対する報酬の額は、月額又は時間額で定めるものとし、別表第1又は別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これによりがたい職にある者の報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

3 前2項により報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、報酬の額に関し必要な事項は、規則で定める。

### (報酬の支給)

第3条 月額の報酬の支給方法は、この条例に定めるもののほか、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

2 時間額の報酬の支給方法は、規則で定める。

3 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。

### (費用弁償)

第4条 職員が公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の支給方法及び算定方法は、職員の旅費に関する条例（昭和36年条例第8号）の適用を受ける職員の例による。

### (期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、任

期が満了し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

- 2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、100分の130を乗じて得た額に規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

職務内容	報酬月額
高度の知識・技術・資格を必要とする職（保健師）	244,000円
高度の知識・技術・資格を必要とする職（看護師）	235,900円
高度の知識・技術・資格を必要とする職（歯科衛生士・管理栄養士・精神保健福祉士）	227,800円
高度の知識・技術・資格を必要とする職（その他）	202,700円
高度の知識・技術等を必要とする事務	202,700円
専門的知識等を必要とする事務	185,900円
資格・経験を必要とする職	185,900円
一般事務・学校事務・図書館事務	165,300円
一般現業職（施設管理業務）	229,500円
一般現業職（学校施設管理業務）	166,500円
一般現業職（その他）	158,700円

備考 報酬月額については1週当たり30時間勤務した場合の額とし、それ以外の勤務時間を割り振られている業務の報酬月額については、当該報酬月額にその

業務の1週当たりの勤務時間を30で除したもので乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を支給する。

別表第2（第2条関係）

職種	報酬時間額
一般事務	990円
技術（土木、建築等）	1,130円
保健師	1,750円
看護師	1,580円
保育士	1,210円
保育士補助	1,200円
栄養士	1,230円
児童厚生員	1,160円
学童保育指導員	1,160円
社会福祉士	1,680円
精神保健福祉士	1,680円
学芸員	1,300円
重労働（ごみ収集等）	1,300円
軽作業（用務等）	990円
給食調理	1,080円
その他の職種	1,750円までを限度として、職務の内容に基づき、他の職員の報酬との権衡を考慮して任命権者が定める額

議案第41号資料1

多摩26市における期末手当・報酬月額改定予定の状況について

市名	期末手当			報酬月額
	R2年度	R3年度	R4年度	常勤職員の給料表に格付け
小金井市	2.6月	2.6月	2.6月	×
八王子市	2.6月	2.6月	2.6月	×
立川市	未定	未定	未定	未定
武蔵野市	2.6月	2.6月	2.6月	×
三鷹市	2.6月	2.6月	2.6月	×
青梅市	2.6月	2.6月	2.6月	×
府中市	2.6月	2.6月	2.6月	×
昭島市	2.6月	2.6月	2.6月	×
調布市	1.0月	1.8月	2.6月	×
町田市	2.6月	2.6月	2.6月	○
小平市	2.6月	2.6月	2.6月	×
日野市	未定	未定	未定	未定
東村山市	(専門職) 3.48月+4万円 (アシスタント職) 1.45月	同左	同左	×
国分寺市	未定	未定	未定	未定
国立市	未定	未定	未定	未定
福生市	未定	未定	未定	未定
狛江市	2.6月	2.6月	2.6月	○
東大和市	未定	未定	未定	未定
清瀬市	1.8月	2.2月	2.6月	×
東久留米市	1.44月	2.02月	2.6月	×
武蔵村山市	未定	未定	未定	未定
多摩市	2.6月	2.6月	2.6月	×
稲城市	1.45月	1.45月	1.45月	○
羽村市	未定	未定	未定	未定
あきる野市	1.45月	1.45月	1.45月	×
西東京市	2.6月	2.6月	2.6月	×

※ 令和元年8月21日の状況による。

会計年度任用職員制度導入による影響額

(単位:人、円)

職種	人数 ※1	現行の非常勤嘱託職員			会計年度任用職員				差額	
		報酬月額	期末手当	年収	報酬月額	期末手当	年収	総額	総額	
保健師	6	244,000	—	2,928,000	244,000	634,400	3,562,400	21,374,400	3,806,400	
看護師	4	235,900	—	2,830,800	235,900	613,340	3,444,140	13,776,560	2,453,360	
歯科衛生士等	6	227,800	—	2,733,600	227,800	592,280	3,325,880	19,955,280	3,553,680	
社会福祉士等	32	202,700	—	2,432,400	202,700	527,020	2,959,420	94,701,440	16,864,640	
保育士等	71	185,900	—	2,230,800	185,900	483,340	2,714,140	192,703,940	34,317,140	
一般事務等	128	165,300	—	1,983,600	165,300	429,780	2,413,380	308,912,640	55,011,840	
施設管理	6	236,600	—	2,839,200	238,320 ※2	596,700	3,456,540	20,739,240	3,704,040	
学校施設管理	6	166,500	—	1,998,000	166,500	432,900	2,430,900	14,585,400	2,597,400	
一般現業	49	158,700	—	1,904,400	158,700	412,620	2,317,020	113,533,980	20,218,380	
合計	308	—	—	—	—	—	—	800,282,880	142,526,880 (A)	

※1 人数は、平成31年4月1日現在

※2 夜間勤務手当相当分を含む。

2 臨時職員における影響額 17,000千円・・・(B)

※ 平成30年度の雇用実績に基づく概算値

3 影響額 (A) + (B) 159,527千円

議案第42号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

付則第16条の3の見出し中「環境性能割の」の次に「非課税及び」を加え、同条中「対しては」の次に「、都における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

当分の間、第99条の3の規定にかかわらず、都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

### 付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

## 議案第42号資料1

### 小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）及び東京都都税条例等の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第4号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「都条例」とは東京都都税条例をいう。）。

#### 2 改正内容

都が条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を非課税とすることとする。（軽自動車税関係。法第148条第2項、法附則第29条の8の2、都条例第68条及び第76条、条例付則第16条の3）

#### 3 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

#### 4 経過措置

別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。



小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例) 第16条の3 当分の間、第99条の3の規定にかかわらず、都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>2 市長は、当分の間、第99条の7の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>付 則 (施行期日) 第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 (軽自動車税に関する経過措置) 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の小金井市市税条例の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p>	<p>付 則 (軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第16条の3</p> <p>市長は、当分の間、第99条の7の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p>	<p>軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免に関する規定の追加</p> <p>項の繰下げ及び軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免に係る規定の整備</p>

議案第43号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中

「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満で

あるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「をいい、法第28条第1項の特例施設型給付費を含む」を「をいう」に、「及び第19条」を「、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者」を「特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定

子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書並びに第24条（見出しを含む。）から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもの保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」とあるのは」を「教育・保育給付認定子ども」とあるのは」に、「支給認定子ども」とする」を「教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付

認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「の同号に掲げる」とあるのは「の同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「数を1人以上5人以下」を「数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下」に、「小規模保育事業A型をいう」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「をいう。)にあつてはその利用定員の数を」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては」に、「付則第6項」を「付則第4項」に、「その利用定員の数を6人以上10人以下」を「6人以上10人以下」に、「その利用定員の数を1人」を「1人」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(付則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととするこ



とができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号の市町村が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項、第4項各号列記以外の部分及び第4号、第5項並びに第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「規定による特定地域型

保育」に改め、同項第3号中「第19条の」の次に「規定による」を加える。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを

含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するも

の及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする」に改める。

付則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

付則第4項の前の見出し、同項及び第5項を削り、付則第6項を付則第4項とする。

付則第7項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))」に、「5年」を「10年」に改め、同項を付則第5項とする。

## 付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第37条第1項の改正規定(「小規模保育事業A型をいう」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に改める部分及び「をいう。)にあつてはその利用定員の数を」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。))にあつては」に改める部分に限る。)、第42条の改正規定(同条第1項第1号の改正規定、同項第3号の改正規定及び同条第4項の改正規定(「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める部分に限る。))を除く。及び付則第7項の改正規定(同項を付則第5項とする部分を除く。))は、公布の日から施行する。

議案第43号資料

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略       ~ } (8) }</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項の<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項の<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項の<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)</u>第4条第1項に規定する<u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する<u>特定満3歳以上保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>をいう。</p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に規定する<u>市町村民税所得割合算額</u>をいう。</p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> 令第13条第2項に規定する<u>負担額算定基準子ども</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略       ~ } (8) }</p> <p>(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項の<u>支給認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> 法第20条第4項の<u>支給認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> 法第20条第4項の<u>支給認定子ども</u>をいう。</p>	<p>法改正に伴う用語の整備及び定義の追加</p>

(17) 省略

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条の教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号の教育・保育をいう。

(20) 省略

(21) 省略

(22) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) 省略

(24) 省略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならぬ。

(12) 省略

(13) 支給認定の有効期間 法第21条の支給認定の有効期間をいう。

(14) 教育・保育 法第14条第1項の教育・保育をいう。

(15) 省略

(16) 省略

(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) 省略

(19) 省略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならぬ。

法改正に伴う規定の整備

2 } 省略  
4 }

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 } 省略  
6 }

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもに属する利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

2 } 省略  
4 }

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 } 省略  
6 }

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもに属する利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

法改正に伴う用語の整備

同上

同上

<p>らない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども<sup>1</sup>の総数が、当該特定教育・保育施設と同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども<sup>2</sup>の区分に係る利用定員の総数を超える場合には、<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できる</u>よう、<u>選考するものとする</u>。</p> <p>4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない</u>。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならぬ。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設<sup>1</sup>の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども<sup>2</sup>の区分に係る利用定員の総数を超える場合には、<u>支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できる</u>よう、<u>選考するものとする</u>。</p> <p>4 前2項に規定する場合には、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない</u>。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならぬ。 (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読</p>
	<p>法改正に伴う用語の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>



定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けしていない場合)については、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項の保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の

み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項の保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努め

法改正に伴う規定の整備

法改正に伴う用語の整備

同上

同上

把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

なければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号の市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号の市町村が定める額とする。))をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合に

法改正に伴う用語の整備

利用者負担額等の受領の規定の整備

同上

あつては同項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項に規定する支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用  
ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子

3 特定教育・保育施設は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項に規定する支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 省略
- (2) 省略

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

法改正に伴う用語の整備

法改正に伴う用語の整備及び食事の提供に要する費用に係る規定の追加

どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）  
5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）

イ 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(ア)に該当するものを除く。)

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

之 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 省略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

(4) 省略

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

<p>5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p>	<p>法改正に伴う用語の整備</p>
<p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等)</p>	<p>同上</p>
<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>法改正に伴う規定の整備</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項に規定する法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した<u>特定教育・保育提供証明書</u>を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等)</p>	<p>規定の整備</p>
<p>第16条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保</p>	<p>法改正に伴</p>

<p>育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又はその<u>保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(支給認定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(相談及び援助)</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、<u>支給認定子ども</u>又はその<u>保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(支給認定保護者に関する市町村への通知)</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子ども</u>の<u>保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p>	<p>う用語の整備</p> <p>法改正に伴う用語の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	--	--	--

<p>(1) } 省略  (2) }  (3) }  (4) }  (5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求めらるる理由及びその額</u></p> <p>(6) } 省略  (7) }  (8) }  (9) }  (10) }</p> <p>(勤務体制の確保等)  第21条 <u>特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができないよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u>  2 <u>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならぬ。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>省略</u>  (教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)  第24条 <u>特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもは、<u>国籍、信條、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u></u>  (虐待等の禁止)  第25条 <u>特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></u>  (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>(1) } 省略  (2) }  (3) }  (4) }  (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求めらるる理由及びその額</u></p> <p>(6) } 省略  (7) }  (8) }  (9) }  (10) }</p> <p>(勤務体制の確保等)  第21条 <u>特定教育・保育施設は、<u>支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができないよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u></u>  2 <u>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>省略</u>  (支給認定子どもを平等に取り扱う原則)  第24条 <u>特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子どもは、<u>国籍、信條、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u></u></u>  (虐待等の禁止)  第25条 <u>特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該支給認定子どもに有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></u>  (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>運営規定の整備</p> <p>法改正に伴う用語の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
--	--	---

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。  
 （秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得なければならない。  
 （情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 省略  
 （苦情解決）

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。  
 （秘密保持等）

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得なければならない。  
 （情報の提供等）

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 省略  
 （苦情解決）

法改正に伴う用語の整備

同上

同上

同上

同上



第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子どもも又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 省略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関するし、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問もしくは特定教育・保育施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 省略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 省略

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもも又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 省略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関するし、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問もしくは特定教育・保育施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 省略  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 省略

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教

法改正に伴う用語の整備

同上

同上

同上

同上

る特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 省略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 省略

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 省略

(5) 省略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育

育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 省略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 省略

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 省略

(5) 省略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育

法改正に伴う規定の整備

法改正に伴う用語の整備

同上

を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(4)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号の基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当

を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号の基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

特別利用保育の規定の整備

法改正に伴う用語の整備

同上

する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号に掲げる」とあるのは「の同項第1号に掲げる」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(4)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保

定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及

育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。

## 2 省略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

## 2 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を

び小規模保育事業B型(同条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第6項において同じ。)にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

## 2 省略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条の事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

## 2 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、支給認定

法改正に伴う規定の整備

法改正に伴う用語の整備

同上

超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条の連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行

に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条の連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

#### 第40条 省略

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行

法改正に伴う用語の整備

同上

同上

同上

う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項その他の号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該保育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2. 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であ

う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項その他の号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

代替保育の  
除外規定の

法改正に伴  
う規定の整  
備

- つて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が

追加

連携協力者の規定の追加

同上

同上



適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 省略

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（付則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接

2 省略

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

項の繰下げ  
法改正に伴  
う規定の整  
備及びび項  
の繰下げ

連携施設の  
除外規定の  
追加

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければ

法改正に伴  
う用語の整  
備及びび項  
の繰下げ

な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められ

ならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号の市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）を超えるときは、当該特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められ

法改正に伴う規定の整備

同上

る対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項に規定する支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) } 省略  
(2) }  
(3) }

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならぬ。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求めるときに書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。  
(運営規程)

る対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項に規定する支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) } 省略  
(2) }  
(3) }

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならぬ。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求めるときに書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。  
(運営規程)

法改正に伴う用語の整備

同上

同上

同上

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) } 省略  
(2) }  
(4) }

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) } 省略  
(11) }

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 省略  
(記録の整備)

第49条 省略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 省略

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) } 省略  
(2) }  
(4) }

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

- (6) } 省略  
(11) }

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 省略  
(記録の整備)

第49条 省略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 省略

(2) 次条において準用する第12条の提供した特定地域型

法改正に伴う規定の整備

法改正に伴う用語の整備

同上

法改正に伴う規定の整備

型保育の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 省略

(5) 省略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項)とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る施設型給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」

保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条の市町村への通知に係る記録

(4) 省略

(5) 省略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項及び第19条の特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとす。

準用の規定  
の整備

と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第2

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならぬ。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する。

法改正に伴う用語の整備

同上

特別利用地域型保育の基準の規定の整備

3条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、

同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

法改正に伴う用語の整備

同上

特定利用地域型保育の基準の整備



保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

#### 付 則

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所（法附則第6条第1項の特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受け取る者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

#### 付 則

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所（法附則第6条第1項の特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。」）とあるのは「定めめる額をいう。」）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

施設型給付

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号」とあるのは「同項第2号ロ(1)」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法第28条第3号」とする。

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第

30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)の市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

#### 6 省略

(連携施設に関する経過措置)

7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)

#### 4 省略

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

#### 付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第37条第1項の改正規定（「小規模保育事業A型をいう」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に改める部分及び「をいう。」）にあってはその利用定員の数を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあっては」に改める部分に限る。）、第42条の改正規定（同条第1項第1号の改正規定、同項第3号の改正規定及び同条第4項の改正規定（「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認

項の繰上げ

法改正に伴う用語の整備及び項の繰上げ

<p>定子ども」に改める部分に限る。)を除く。)及び付則第7項の改正規定(同項を付則第5項とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。</p>	
--	--

議案第44号

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙  
のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行等に伴  
い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「付則第3項」を「付則第4項」に改め、同条第2号  
中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく  
困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるとき  
は、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担  
及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため  
の措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、  
それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者  
として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号にお  
いて「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供さ  
れる場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型  
又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」  
という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小  
規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の  
確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすること  
ができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設  
のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が  
適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切  
に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
  - (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付則第2項中「施行の日の前日」を「施行の日（以下「施行日」という。）の前日」に改め、「事業を行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、「この条例の施行の日以後」を「施行日後」に、「この条例の施行の日から」を「施行日から」に改める。

付則第5項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を第6項とする。

付則第4項中「この条例の施行の日」を「施行日」に改め、同項を第5項とする。

付則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「この条例の施行の日」を「施行日」に、「5年」を「10年」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第44号資料

小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保育所等との連携)            第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第4項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。            (1) 省略            (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合</p>	<p>(保育所等との連携)            第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならぬ。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。            (1) 省略            (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合</p>	<p>規定の整備</p>

に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。

(3) 省略

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条

に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。

(3) 省略

規定の整備

代替保育の除外規定の追加

連携協力者の規定の追加

卒園後の受入れの除外規定の追加  
連携協力者

第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならぬ。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 省略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) } 省略  
(2) }  
(3) }

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。)において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

の規定の追加

(食事の提供の特例)

第16条 省略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) } 省略  
(2) }  
(3) }

搬入施設の規定の追加

(職員)

第23条 省略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 省略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（付則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

付 則

(施行期日)

1 省略

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的

(職員)

第23条 省略

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 省略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 省略

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たつて、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

付 則

(施行期日)

1 省略

(食事の提供の経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う

法改正に伴う引用条項の整備

規定の整備

連携施設の特例規定の追加

規定の整備

とする施設又は事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号、第23条第1項本文（調理設備に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）及び第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条において準用する場合を含む。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）及び第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

者が、この条例の施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）第29条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理設備に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しないことができる。

食事の提供  
の経過措置  
に係る規定  
の追加

<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、<u>連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p>5 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、<u>施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす</u></p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、<u>施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</u></p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、<u>連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p>4 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、<u>この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす</u></p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>5 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。</u></p>	<p>規定の整備及び項の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	---	---

議案第45号

小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例  
の一部を改正する条例

小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を別  
紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例  
の一部を改正する条例

小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第13条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加え、同条第2号中「法第14条第1項」の次に「(法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」を加える。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。



議案第45号資料

小金井市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(過料)</p> <p>第2条 市長が次の各号のいずれかに該当する者に対し過料を科する必要があると認めるときは、10万円以下において市長が定める額を徴収する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは回避した者</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</p>	<p>(過料)</p> <p>第2条 市長が次の各号のいずれかに該当する者に対し過料を科する必要があると認めるときは、10万円以下において市長が定める額を徴収する。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をした者</u></p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項の規定による報告もしくは物件の提出もしくは提示をせず、もしくは虚偽の報告もしくは虚偽の物件の提出もしくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、もしくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは回避した者</u></p> <p>(3) 省略</p>	<p>子育ての施 たための利 設等利用 給付の創 設に伴う 規定の整 備</p>

議案第46号

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う子ども・子育て支援法施行令の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1項及び第2項中「支給認定子どものための教育・保育給付」を「子どものための教育・保育給付」に改め、同条第3項中「支給認定子どものための保育」を「子どものための保育」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 前3項の市が定める額は、教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）にあつては0円とし、満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）にあつては別表に定めるとおりとする。

別表1の表を削り、同表2の表を次のように改める。

満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担の額

各月初日の保育を実施する児童の属する世帯の階層区分		階層区分	利用者負担の月額（各階層の上段が保育標準時間認定者の場合、下段が保育短時間認定者の場合の額）
定義及び条件			
生活保護世帯等		A	0
			0
A階層を除き当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町	市町村民税非課税世帯	B	0
			0
均等割の額のみ世帯		C	1,500
			1,400

村民税（特別区民 税を含む。以下同 じ。）が右記の区 分に該当する世帯			
A階層及びC階層 を除き当該年度分 の市町村民税課税 世帯であって、そ の所得割の額の区 分が右記の区分に 該当する世帯	15,500円 未満	D 1	2,600 2,500
	15,500円 35,100円 以上 未満	D 2	4,900 4,800
	35,100円 57,900円 以上 未満	D 3	6,700 6,500
	57,900円 80,700円 以上 未満	D 4	8,400 8,200
	80,700円 103,500 以上 円未満	D 5	11,300 11,100
	103,500円 130,100 以上 円未満	D 6	14,300 14,000
	130,100円 156,700 以上 円未満	D 7	18,800 18,400
	156,700円 183,300 以上 円未満	D 8	23,500 23,100
	183,300円 209,900 以上 円未満	D 9	28,300 27,800
	209,900円 236,500 以上 円未満	D 1 0	33,300 32,700
	236,500円 263,100 以上 円未満	D 1 1	37,700 37,000
	263,100円 289,700 以上 円未満	D 1 2	42,300 41,500
	289,700円 316,300 以上 円未満	D 1 3	45,700 44,900
	316,300円 348,000	D 1 4	50,500

	以上	円未満		49,600
	348,000円	379,700	D 1 5	56,200
	以上	円未満		55,200
	379,700円	411,400	D 1 6	60,600
	以上	円未満		59,500
	411,400円	443,100	D 1 7	63,000
	以上	円未満		61,900
	443,100円	474,800	D 1 8	65,400
	以上	円未満		64,200
	474,800円	518,100	D 1 9	67,200
	以上	円未満		66,000
	518,100円	604,700	D 2 0	68,500
	以上	円未満		67,300
	604,700円		D 2 1	69,800
	以上			68,600

別表備考第2項中「小金井市市税条例（平成20年条例第26号）第53条の規定により市町村民税」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税」に、同表備考第6項中「小金井市市税条例第53条の規定により」を「市町村の条例に定めるところにより」に、同表備考第7項中「別表2の表」を「この表」に改め、同表備考第8項を削り、同表備考第9項中「、第12項、第13項及び第15項」を「及び第11項」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第10項から第12項までを削り、同表備考第13項中「別表2の表」を「この表」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第14項中「別表2の表」を「この表」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第15項中「別表2の表」を「この表」に、「特定被監護者等が」を「特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第16項中「別表2の表」を「この表」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項を同表備考第12項とする。

## 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担の額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担の額については、なお従前の例による。

### (小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部改正)

- 3 小金井市立保育園における延長保育に関する条例（平成11年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「平成27年条例第9号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「別表2の表」を「別表」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 条例第3条第4項の満3歳以上保育認定子どもの属する世帯が生活保護世帯等（条例別表に規定する生活保護世帯等をいう。）又は市町村民税非課税世帯（同表に規定する市町村民税非課税世帯をいう。）である場合は、第2項に規定する延長保育料の納入を免除する。

議案第46号資料

小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担の額及び徴収)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設（小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）に基づき設置した小金井市立保育園（以下「市立保育園」という。）及び特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者は、法第65条の規定により市が費用を支持する子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条の適用があるときは、同条第1号イ、第2号イ(1)もしくはロ(1)又は第3号イ(1)）に規定する額を限度として市が定める額を上限とした額の支払を利用者から受けるものとする。</p> <p>2 市長は、市立保育園が子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、前項の市が定める額から徴収するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用者負担の額及び徴収)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設（小金井市立保育園条例（昭和43年条例第14号）に基づき設置した小金井市立保育園（以下「市立保育園」という。）及び特定保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者は、法第65条の規定により市が費用を支持する支給認定子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条の適用があるときは、同条第1項第1号イ、第2号イ(1)もしくはロ(1)又は第3号イ(1)）に規定する額を限度として市が定める額を上限とした額の支払を利用者から受けるものとする。</p> <p>2 市長は、市立保育園が支給認定子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育を行ったときは、前項の市が定める額を利用者から徴収するものとする。</p>	<p>法改正に伴う用語の整備</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

3 市長は、特定保育所が法第65条の規定により市が費用を支弁する法附則第6条第1項の規定による委託費の支払に係る子どものための保育を行ったときは、同条第4項に規定する市が定める額を利用者から徴収するものとする。

4 前3項の市が定める額は、教育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号に規定する教育認定子どもをいう。）又は満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）にあっては0円とし、満3歳未満保育認定子ども（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）にあっては別表に定めるとおりとする。

別表（第3条関係）

3 市長は、特定保育所が法第65条の規定により市が費用を支弁する法附則第6条第1項の規定による委託費の支払に係る支給認定子どものための保育を行ったときは、同条第4項に規定する市が定める額を利用者から徴収するものとする。

4 前3項の市が定める額は、別表に定めるとおりとする。

別表（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育、特別利用保育もしくは特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額

各月初日の教育又は保育を実施する児童の属する世帯の階層区分	利用者負担の月額	
	階層区分	単位：円
定義及び条件 生活保護世帯等	A	0
A階層を 除き当該 年度分（4 月から8 市町村民税非課税 世帯又は均等割の 額のみ）の世帯	B	3,000

法改正に伴う用語の整備  
利用者負担の額に係る規定の整備

法改正に伴う階層表の削除



<u>月までに</u> <u>あつては、</u> <u>前年度分。</u> <u>以下同</u> <u>じ。)</u> の市 <u>町村民税</u> <u>(特別区</u> <u>民税を合</u> <u>む。以下同</u> <u>じ。)</u> が右 <u>記の区分</u> <u>に該当す</u> <u>る世帯</u>	<u>77,101</u> <u>円未満</u>	<u>C 1</u>	<u>10,100</u>	
	<u>77,101</u> <u>円以上</u>	<u>211,201</u> <u>円未満</u>	<u>C 2</u>	<u>20,500</u>
	<u>211,201</u> <u>円以上</u>		<u>C 3</u>	<u>25,700</u>

満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担の額

2 特定教育・保育(保育に限る。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額

法改正  
に伴う  
階層表

各月初日の保育を実施する児童の属する 世帯の階層区分	利用者負担の月額 (各階層の上 段が保育標準時 間認定者の場 合、下段が保育 短時間認定者の 場合の額)	単位：円	
		3歳未 満児	3歳以 上児
階層区 分  定義及び条件	A	0	0
		0	0
生活保護世帯等	B	0	0
		0	0
市町村民税非課税 世帯	C	1,500	1,200
A階層を 除き当該 年度分(4 月から8 月までに あつては、 前年度分。 以下同 じ。)の市 町村民税 (特別区 民税を 含む。以下同 む。		均等割の額のみ の世帯	
		1,400	1,100

各月初日の保育を実施する児童の属する 世帯の階層区分	利用者負担 の月額(各階 層の上段が 保育標準時 間認定者の 場合、下段が 保育短時間 認定者の場 合の額)	単位：円	
		0	0
階層区 分  定義及び条件	A	0	0
		0	0
生活保護世帯等	B	0	0
		0	0
市町村民税非課税 世帯	C	1,500	
A階層を 除き当該 年度分(4 月から8 月までに あつては、 前年度分。 以下同 じ。)の市 町村民税 (特別区 民税を 含む。以下同 む。		均等割の額のみ の世帯	
		1,400	



円以上	円未満		41,500
289,700	316,300	D 1 3	45,700
円以上	円未満		44,900
316,300	348,000	D 1 4	50,500
円以上	円未満		49,600
348,000	379,700	D 1 5	56,200
円以上	円未満		55,200
379,700	411,400	D 1 6	60,600
円以上	円未満		59,500
411,400	443,100	D 1 7	63,000
円以上	円未満		61,900
443,100	474,800	D 1 8	65,400
円以上	円未満		64,200
474,800	518,100	D 1 9	67,200
円以上	円未満		66,000
518,100	604,700	D 2 0	68,500
円以上	円未満		67,300
604,700		D 2 1	69,800
円以上			68,600

備考 1 省略

2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例に定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない

円以上	円未満		41,500
289,700	316,300	D 1 3	45,700
円以上	円未満		44,900
316,300	348,000	D 1 4	50,500
円以上	円未満		49,600
348,000	379,700	D 1 5	56,200
円以上	円未満		55,200
379,700	411,400	D 1 6	60,600
円以上	円未満		59,500
411,400	443,100	D 1 7	63,000
円以上	円未満		61,900
443,100	474,800	D 1 8	65,400
円以上	円未満		64,200
474,800	518,100	D 1 9	67,200
円以上	円未満		66,000
518,100	604,700	D 2 0	68,500
円以上	円未満		67,300
604,700		D 2 1	69,800
円以上			68,600

備考 1 省略

2 この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定により市町村民税を課されない者（小金井市市税条例（平成20年条例第26号）第53条の規定により市町村民税を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者

定義の  
整備

者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されることとなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。

3 } 省略  
4 }  
5 }

6 この表において、「均等割の額のみ世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村条例に定めるところにより当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」と

で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されることとなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）の世帯をいう。

3 } 省略  
4 }  
5 }

6 この表において、「均等割の額のみ世帯」とは、利用者又は当該利用者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（小金井市市税条例第53条の規定により当該所得割を免除された者並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるも

あるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であつて、均等割（同法第292条第1号に規定する均等割をいう。）のみを課されるもの世帯をいう。

7 この表において、「保育標準時間認定者」とは小金井市立保育園条例第7条第1号の保育標準時間認定者をいい、「保育短時間認定者」とは同条第2号の保育短時間認定者をいう。

の」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により当該所得割が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死的明らかなでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であつて、均等割（同法第292条第1号に規定する均等割をいう。）のみを課されるもの世帯をいう。

7 別表2の表において、「保育標準時間認定者」とは小金井市立保育園条例第7条第1号の保育標準時間認定者をいい、「保育短時間認定者」とは同条第2号の保育短時間認定者をいう。

8 別表2の表において、「3歳未満児」及び「3歳以上児」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 「3歳未満児」とは、保育が実施された年度（次号において「保育実施年度」という。）の初日の前日において3歳に達しない児童をいい、その児童が年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度に限り3歳未満児とみなす。

8 次項及び第11項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) }  
? } 省略  
(6) }

(2) 「3歳以上児」とは、保育実施年度の初日の前日において3歳に達している児童をいう。

9 次項、第12項、第13項及び第15項において、「ひとり親世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) }  
? } 省略  
(6) }

10 別表1の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、3,000円とする。ただし、ひとり親世帯等であって、市町村民税非課税世帯又は均等割の額のみ在世帯の利用者負担の額は、無料とする。

11 別表1の表において、同一世帯に満3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、その範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときの利用者負担の額については無料とする。

12 別表1の表において、所得割の額が77,101円未満の世帯であって、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長の者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額（ひとり親世帯等である場合又は市町村民税非課税世帯もしくは均等割の額のみ在世帯である場合は、無料）とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

用語の整備

項の削除

同上

同上

9 この表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、所得割の額が48,600円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。

10 この表において、同一世帯に教育・保育給付認定子ども（この項において「子ども」という。）が2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降の利用者負担の額については無料とする。

11 この表において、所得割の額が57,700円未満（ひとり親世帯等である場合は、77,101円未満）の世帯であって、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等という。以下同じ。）が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長者から順に2人目が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額（ひとり親世帯等である場合は、無料）とし、3人目以降が教育・保育給付認定子どもであるときは無料とする。

12 この表において、同一世帯に教育・保育給付認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が教育・保育給付認定子どもであるときは無料とする。

13 別表2の表において、ひとり親世帯等であって、所得割の額が77,101円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。ただし、ひとり親世帯等であって、所得割の額が48,600円未満の世帯の利用者負担の額は、この表に掲げる額から1,000円を控除した額の2分の1の額とする。

14 別表2の表において、同一世帯に支給認定子ども（この項において「子ども」という。）が2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目の利用者負担の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降の利用者負担の額については無料とする。

15 別表2の表において、所得割の額が57,700円未満（ひとり親世帯等である場合は、77,101円未満）の世帯であって、特定被監護者等が2人以上いる場合の利用者負担の額は、特定被監護者等のうち最年長者から順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額（ひとり親世帯等である場合は、無料）とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

16 別表2の表において、同一世帯に支給認定子ども及び次の各号のいずれかに該当する子どもが2人以上いる場合、小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に2人目が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降が支給認定子どもであるときは無料とする。

用語の整備及び項の繰上げ

法改正に伴う用語の整備及び項の繰上げ  
同上

同上



(1) } 省略  
(4)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月以後の月分の利用者負担の額について適用し、同年9月以前の月分の利用者負担の額については、なお従前の例による。

(小金井市立保育園における延長保育に関する条例の一部改正)

3 小金井市立保育園における延長保育に関する条例（平成11年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「平成27年条例第9号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「別表2の表」を「別表」に改め、同条に次の1項を加える。

4 条例第3条第4項の満3歳以上保育認定子どもに属する世帯が生活保護世帯等（条例別表に規定する生活保護世帯等をいう。）又は市町村民税非課税世帯（同表に規定する市町村民税非課税世帯をいう。）である場合は、第2項に規定する延長保育料の納入を免除する。

(1) } 省略  
(4)

議案第47号

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される子育てのための施設等利用給付との整合を図るため、本案を提出するものであります。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「子ども・子育て支援法」を「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による改正前の子ども・子育て支援法」に改め、同条第7号中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）による改正前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」に改める。

第7条中「補助金は、4月から9月までを上期、10月から翌年3月までを下期とし、10月及び翌年3月の各末日」を「平成31年4月から令和元年9月までの私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金は、同年10月末日」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(有効期限)

2 この条例は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

小金井市私立幼稚園等園児保護者補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 私立特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)による改正前の子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置するものをいう。</p> <p>(4) } ? } 省略 (6) }</p> <p>(7) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号)による改正前の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第3項に定める額をいう。</p> <p>(8) 省略</p>	<p>(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 私立特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置するものをいう。</p> <p>(4) } ? } 省略 (6) }</p> <p>(7) 特定負担額 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条第3項に定める額をいう。</p> <p>(8) 省略</p>	<p>規定の整備</p> <p>同上</p>

(補助金の交付)

第7条 平成31年4月から令和元年9月までの私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金は、同年10月末日までに交付する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、4月から9月までを上期、10月から翌年3月までを下期とし、10月及び翌年3月の各末日までに交付する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

補助金の  
交付期間  
の変更

規定の整  
備  
有効期限  
の追加

議案第48号

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

学童保育所の新設及び定員に係る規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例

小金井市学童保育所条例(昭和47年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、学童保育所の運営に著しい支障を来すおそれがないと認めるときは、基準定員を超えて入所を承認することができる。

別表小金井市立あかね第3学童保育所の項の次に次のように加える。

小金井市立あかね第4学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番38号	40人
小金井市立あかね第5学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番38号	40人

### 付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小金井市学童保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考																											
<p>(名称、位置及び定員) 第2条 省略 2 市長は、学童保育所の運営に著しい支障を来すおそれがないと認めるときは、基準定員を超えて入所を承認することができる。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="564 1234 959 2130"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>基準定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>小金井市立あかかね第3学童保育所</td> <td>小金井市梶野町五丁目7番3号</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>小金井市立あかかね第4学童保育所</td> <td>小金井市梶野町五丁目7番8号</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>小金井市立あかかね第5学童保育所</td> <td>小金井市梶野町五丁目7番8号</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	基準定員	省略			小金井市立あかかね第3学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番3号	40人	小金井市立あかかね第4学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番8号	40人	小金井市立あかかね第5学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番8号	40人	省略			<p>(名称、位置及び定員) 第2条 省略 2 市長が必要と認めるときは、各学童保育所の基準定員のおおむね10パーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を承認することができる。</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="564 161 959 1234"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>基準定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>小金井市立あかかね第3学童保育所</td> <td>小金井市梶野町五丁目7番3号</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	基準定員	省略			小金井市立あかかね第3学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番3号	40人	<p>定員に係る規定の整備 学童保育所の新設に伴う規定の整備</p>
名称	位置	基準定員																											
省略																													
小金井市立あかかね第3学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番3号	40人																											
小金井市立あかかね第4学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番8号	40人																											
小金井市立あかかね第5学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番8号	40人																											
省略																													
名称	位置	基準定員																											
省略																													
小金井市立あかかね第3学童保育所	小金井市梶野町五丁目7番3号	40人																											
<p>付 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>省略</p>																												



議案第49号

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例

小金井市愛育手当条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

幼児教育・保育の無償化に伴い、愛育手当の受給資格との整合を図る必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例

小金井市愛育手当条例（昭和48年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 保護者 現に幼児を監護し、かつ生計を維持し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者であつて、次のアからウまでのいずれにも該当するものをいう。
  - ア 当該幼児について児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費の支給を受けていない者
  - イ 当該幼児について児童福祉法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費の支給を受けていない者
  - ウ 当該幼児について子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付もしくは同法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付又は規則で定める補助金もしくは助成金の交付を受けていない者
- (2) 幼児 4月1日現在の年齢が満3歳から満5歳までであつて、規則で定める施設等（以下「施設等」という。）に月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、又は利用契約を締結し、月の初日に在籍している者をいう。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、保護者が第2条第1号アからウまでのいずれかに該当しないこととなつたときは該当しないこととなつた日の属する月の前月分まで、幼児が施設等に月の初日に在籍しないこととなつた場合は当該月の前月分まで支給する。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市愛育手当条例の規定は、令和元年10月以後の月分の愛育手当について適用し、同年9月以前の月分の愛育手当については、なお

従前の例による。

小金井市愛育手当条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(用語の定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 保護者 現に幼児を監護し、かつ生計を維持し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者であつて、次のアからウまでのいずれにも該当するものをいう。            ア 当該幼児について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する障害児通所給付費又は同法第21条の5の4第1項に規定する特例障害児通所給付費の支給を受けていない者            イ 当該幼児について児童福祉法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費の支給を受けていない者            ウ 当該幼児について子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条に規定する子どものための教育・保育給付もしくは同法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付又は規則で定める補助金もしくは助成金の交付を受けていない者            (2) 幼児 4月1日現在の年齢が満3歳から満5歳までであつて、規則で定める施設等(以下「施設等」という。)</p>	<p>(用語の定義)            第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            (1) 保護者 現に幼児を監護し、かつ生計を維持し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3第1号もしくは第2号に規定する者</p>	<p>保護者及び幼児の定義の変更</p>

に月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、又は利用契約を締結し、月の初日に在籍している者をいう。

ア 次のいずれかに該当する者

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条に規定する児童発達支援センターに月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、月の初日に在籍している者であつて規則で定めるもの
- ② 規則で定める施設等に月15日以上かつ1日4時間以上の利用承認を受け、又は利用契約を締結し、月の初日に在籍している者

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園もしくは特別支援学校の幼稚部、東京都知事が認定した幼稚園類似の幼児施設又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在籍してないこと。

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設に在籍してないこと。

エ 子ども・子育て支援法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用をしてないこと。

オ 小金井市保育室等入所児童保護者助成金交付要綱（昭和62年7月3日制定）第3条第1項に掲げる要件を満たす者でないこと。

（支給期間及び支給期月）

第6条 省略

2 前項の規定にかかわらず、幼児が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該施設に在籍し、当該事業を利用し、又は当該要件を満たす者となった日の属する月の前月分まで支給する。

（支給期間及び支給期月）

第6条 省略

2 前項の規定にかかわらず、保護者が第2条第1号アからウまでのいずれかに該当しないこととなつたとき、当該施設に在籍する月の前月分まで、幼児が施設等に月の初日に在籍しないこととなつた場合は当

支給期間に係る規定の整備

該月の前月分まで支給する。

3 省略

付 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の小金井市愛育手当条例の規定は、令和元年10月以後の月分の愛育手当について適用し、同年9月以前の月分の愛育手当については、なお従前の例による。

- (1) 第2条第2号イの幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼稚園類の幼児施設又は幼保連携型認定こども園に在籍
- (2) 第2条第2号ウの特定教育・保育施設に在籍
- (3) 第2条第2号エの特定地域型保育事業を利用
- (4) 第2条第2号オの要件を満たす者

3 省略

議案第50号

小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う住民基本台帳法施行令の改正等により、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市印鑑条例の一部を改正する条例

小金井市印鑑条例（昭和57年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「小金井市に住所を有し」を「印鑑の登録を受けることができる者は」に、「住民基本台帳に」を「小金井市が備える住民基本台帳に」に、「されている者は」を「されている者とし」に改める。

第7条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「等他の事項をあわせて」を「、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を」に改め、同条第2項中「が住民票の備考欄に登録されている」を「のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている」に改める。

第8条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第8条第1項第7号中「外国人住民」の次に「のうち非漢字圏の外国人住民」を加え、「登録されている」を「記載がされている」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 宛名番号

第8条第2項中「前項第1号から第5号まで」の次に「、第7号及び第8号」を加える。

第15条第5号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第3号、第4号及び第6号に掲げる事由を除く事由による登録の抹消については、印鑑登録者にこのことを通知するものとする。

第17条第1項中「及び登録年月日」を「、登録年月日及び宛名番号」に改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。



小金井市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(登録資格)</p> <p>第3条 印鑑の登録を受けようとする者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、<u>小金井市が備える住民基本台帳に住民として登録されている者とし、1人1個に限り印鑑の登録を受けようとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。))第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)</u>もしくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格、その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3) } 省略          (4) }          (5) }          (6) }</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第3条 <u>小金井市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、住民基本台帳に住民として登録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けようとする。</u></p> <p>2 省略</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第7条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名もしくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は氏名もしくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの</p> <p>(3) } 省略          (4) }          (5) }          (6) }</p>	<p>印鑑登録事務処理要領改正に伴う規定の整備</p> <p>旧氏に係る規定の整備</p> <p>同上</p>

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票（電子計算組織に登録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）



(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けるとともに、当該氏名のカタカナ表記

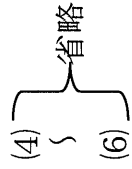
(8) 宛名番号

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に登録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第8条 市長は、印鑑登録原票（電子計算組織に登録されたものを含む。以下同じ。）を備え、次に掲げる事項を登録する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が登録されている場合にあつては、氏名及び通称）



(7) 外国人住民が住民票の備考欄に登録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けるとともに、当該氏名のカタカナ表記

印鑑登録  
事務処理  
要領改正  
に伴う規  
定の整備

旧氏に係  
る規定の  
整備

印鑑登録  
事務処理  
要領改正  
に伴う規  
定の整備  
登録事項  
の追加

2 前項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気媒体をもつて調製することができる。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかにかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したため、登録されている印鑑が第7条第1号に該当することになつたとき。

(6) 省略

(7) 省略

2 市長は、前項第3号、第4号及び第6号に掲げる事由を除く事由による登録の抹消については、印鑑登録者にこのことを通知するものとする。

(印鑑登録の証明)

第17条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項(登録番号、登録年月日及び宛名番号を除く。)の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気媒体に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明する。

2 省略

2 前項第1号から第5号までに掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気媒体をもつて調製することができる。

(印鑑登録の抹消)

第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかにかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) } 省略  
(4) }

(5) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したため、登録されている印鑑が第7条第1号に該当することになつたとき。

(6) 省略

(7) 省略

(印鑑登録の証明)

第17条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影その他の事項(登録番号及び登録年月日を除く。)の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気媒体に記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明する。

2 省略

規定の整備

旧氏に係る規定の整備

登録抹消の通知に係る規定の追加

規定の整備

付 則  
この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第51号

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の本格稼働に伴い、事業系一般廃棄物処理手数料の適正化を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境影響調査の実施等に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する  
条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10章 一般廃棄物処理業（第47条—第53条）」を  
「第10章 一般廃棄物処理業（第47条—第53条）」

第10章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等（第53条の2—第53条の8）」に改める。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第47条第3項第4号ア中「第7条第5項第4号イからヌ」を「第7条第5項第4号イからル」に改める。

第10章の次に次の1章を加える。

第10章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等  
（縦覧等の対象施設）

第53条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。第53条の5において同じ。）の規定により、同条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した当該一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる小金井市が設置する一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設とする。

（縦覧の告示）

第53条の3 市長は、調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所

- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 調査書を縦覧に供する場所及び期間  
(縦覧の場所及び期間)

第53条の4 調査書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小金井市役所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 調査書を縦覧に供する期間は、前条に規定する告示の日の翌日から起算して30日間とする。

(意見書の提出に係る告示)

第53条の5 市長は、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他意見書の提出について必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第53条の6 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小金井市役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 意見書の提出期限は、第53条の4第2項に規定する縦覧に供する期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までとする。

(環境影響評価との関係)

第53条の7 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第53条の3から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第53条の8 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、小金井市の区域に属しない地域が含まれているとき。

別表第1第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等の項中「66」を「53」に、「55」を「42」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等について適用し、同日前に第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等については、なお従前の例による。



小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>目次</p> <p>前文 } 省略</p> <p>第9章 } 省略</p> <p>第10章 一般廃棄物処理業 (第47条—第53条)</p> <p>第10章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等 (第53条の2—第53条の8)</p> <p>第11章 } 省略</p> <p>第14章 } 省略</p> <p>第38条 削除</p>	<p>目次</p> <p>前文 } 省略</p> <p>第9章 } 省略</p> <p>第10章 一般廃棄物処理業 (第47条—第53条)</p> <p>第11章 } 省略</p> <p>第14章 } 省略</p> <p>(一般廃棄物管理票)</p> <p>第38条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して市長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項に規定する一般廃棄物管理票を交付しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する受託者は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項に規定する一般廃棄物管理票を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 市長は、事業者が第1項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないとき、又は受託者が前項に規定する一般廃棄物管理票を提出しないときは、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、一般廃棄物管理票の回付その他の必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(業の許可)</p>	<p>章名の追加</p> <p>一般廃棄物管理票に係る規定の削除</p>

(業の許可)

第47条 省略

2 省略

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

- (1) } 省略
- く }
- (3) }

(4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからルまでの一に該当する者

- イ } 省略
- く }
- エ }

4 } 省略

第10章の2 一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象施設)

第53条の2 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。第53条の5において同じ。）の規定により、同条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出及び同条第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長が実施した当該一般廃棄物処理施設を設置し、又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる小金井市が設置する一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設とする。

(縦覧の告示)

第47条 省略

2 省略

3 市長は、前2項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前2項の許可をしてはならない。

- (1) } 省略
- く }
- (3) }

(4) 申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第7条第5項第4号イからヌまでの一に該当する者

- イ } 省略
- く }
- エ }

4 } 省略

引用法令の改正に伴う規定の整備

生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設に係る規定の追加

生活環境影

第53条の3 市長は、調査書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 調査書を縦覧に供する場所及び期間

(縦覧の場所及び期間)

第53条の4 調査書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小金井市役所
  - (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 調査書を縦覧に供する期間は、前条に規定する告示の日の翌日から起算して30日間とする。

(意見書の提出に係る告示)

第53条の5 市長は、法第9条の3第2項の規定により、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる旨、意見書を提出する場からの提出先及び提出期限その他意見書の提出について必要な事項を告示するものとする。

(意見書の提出先及び提出期限)

第53条の6 意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 小金井市役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 意見書の提出期限は、第53条の4第2項に規定する縦覧に供する期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までとする。

響調査結果  
の縦覧の告  
示に係る規  
定の追加

縦覧の場所  
及び期間に  
係る規定の  
追加

意見書の提  
出に係る告  
示に係る規  
定の追加

意見書の提  
出先及び提  
出期限に係  
る規定の追  
加

(環境影響評価との関係)

第53条の7 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、第53条の3から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第53条の8 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、小金井市の区域に属しない地域が含まれているとき。

別表第1（第45条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分		手数料（円）	
省略			
第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等	市長が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1kgにつき 53
		不燃ごみ	1kgにつき 43
	市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1kgにつき 42
		不燃ごみ	1kgにつき 36
省略			

環境影響評価との関係に係る規定の追加

他の市町村との協議に係る規定の追加

廃棄物処理手数料の改定

別表第1（第45条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分		手数料（円）	
省略			
第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等	市長が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1kgにつき 66
		不燃ごみ	1kgにつき 43
	市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1kgにつき 55
		不燃ごみ	1kgにつき 36
省略			

付 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第47条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等について適用し、同日前に第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等については、なお従前の例による。

改正の概要

1 一般廃棄物処理手数料に関する規定

区 分			手数料 (円)		
				現行	改定
第 3 1 条の 2 第 3 項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等	市長が収集、運搬及び処分したもの	可燃ごみ	1 k g につき	6 6	<u>5 3</u>
	市長の指定した場所に搬入したもの	可燃ごみ	1 k g につき	5 5	<u>4 2</u>

(1) 市長の指定した場所に搬入した可燃ごみの処理経費試算

焼却処理費	焼却残渣処分費	合計
2 6 円/k g	1 6 円/k g	4 2 円/k g

(2) 焼却処理費 (2 6 円/k g) の算出方法

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設における処理費用を 2 0 年間の処理推計量で除した数値 (別紙参照)

新可燃ごみ処理施設処理費用	3 0, 4 7 4, 5 8 8 千円
2 0 年間の処理推計量	1, 1 9 4, 9 2 0 t
1 k g 当たりの処理経費	2 6 円/k g

(3) 焼却残渣処分費 (1 6 円/k g) の算出方法

東京たま広域資源循環組合負担金 (平成 3 0 年度実績) を年間焼却残渣処分量で除した数値 (別紙参照)

東京たま広域資源循環組合負担金	9 0 2, 4 9 8 千円
年間焼却処理量	5 9, 7 4 6 t
1 k g 当たりの処理経費	1 6 円/k g

## 2 その他

### (1) 事業系一般廃棄物管理票に関する規定

浅川清流環境組合では、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）に基づく事業系一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の收受等について、取扱いを行わないことから、条例第38条第1項から第5項までのマニフェストの取扱いに関する規定を削除する。

### (2) 生活環境影響調査に関する規定

清掃関連施設整備事業の進捗に合わせて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく生活環境影響調査を中間処理場で実施するに当たり、生活環境影響調査結果の縦覧等に関する規定を新たに整備する。

### (3) 引用法令の改正に関する規定

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、法に規定されている一般廃棄物処理業の認定要件に変更が生じたことから、法を引用している規定を整備する。

議案第51号資料3

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設における処理費用

1 焼却処理費

区分	金額	備考
歳出	52,252,993千円	議会費、総務費、事業費（建設工事費・施設建設関係経費・施設運営費・焼却残渣運搬費等）、公債費
歳入	21,778,405千円	国庫補助金、組合債、諸収入（売電収入等）
差引	30,474,588千円	

年間焼却処理量×20年間	1,194,920 t	
--------------	-------------	--

1kg当たりの処理単価 ①	26円	
---------------	-----	--

2 焼却残渣処分費

区分	金額	備考
焼却残渣処分費	902,498千円	東京たま広域資源循環組合負担金（平成30年度実績）

年間焼却残渣処分量	59,746 t	
-----------	----------	--

1kg当たりの処理単価 ②	16円	
---------------	-----	--

3 合計

合計 ①+②	42円	
--------	-----	--



議案第51号資料4

多摩26市における事業系可燃ごみ処理手数料（持込分）

市名	有料・無料の別	手数料	備考
小金井市	有料	55円/kg	42円/kgに改正予定
八王子市	有料	35円/kg	
立川市	有料	40円/kg	
武蔵野市	有料	40円/kg	平成25年4月1日改正
三鷹市	有料	35円/kg	
青梅市	有料	30円/kg	
府中市	有料	42円/kg	
昭島市	有料	30円/kg	
調布市	有料	35円/kg	
町田市	有料	35円/kg	平成27年4月1日改正
小平市	有料	24円/kg	
日野市	有料	42円/kg	
東村山市	有料	35円/kg	
国分寺市	有料	35円/kg	42円/kgに改正予定
国立市	有料	30円/kg	
福生市	有料	30円/kg	
狛江市	有料	42円/kg	
東大和市	有料	25円/kg	
清瀬市	有料	38円/kg	
東久留米市	有料	38円/kg	
武蔵村山市	有料	25円/kg	
多摩市	有料	35円/kg	
稲城市	有料	42円/kg	
羽村市	有料	30円/kg	
あきる野市	有料	40円/kg	
西東京市	有料	38円/kg	
26市平均		35.6円/kg	

※ 手数料の内容等は平成30年6月1日現在の状況

議案第52号

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める  
条例の一部を改正する条例

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部  
を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に  
関する法律の施行に伴う土地区画整理法の改正により、規定を整備する必要があるため、  
本案を提出するものであります。

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める  
条例の一部を改正する条例

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成  
11年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は第3号」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号資料

小金井都市計画事業東小金井駅北口土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(学識経験委員の解任)            第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が法第63条第4項第2号の規定に該当することとなったときは、市長は当該委員を解任するものとする。</p> <p>付 則            この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(学識経験委員の解任)            第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が法第63条第4項第2号又は第3号の規定に該当することとなったときは、市長は当該委員を解任するものとする。</p>	<p>土地区画整理法の改正に伴う欠格条項に係る規定の整備</p>

議案第53号

小金井市消防団条例の一部を改正する条例

小金井市消防団条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月2日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う地方公務員法の改正により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市消防団条例の一部を改正する条例

小金井市消防団条例（平成14年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

### 付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

小金井市消防団条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(欠格条項) 第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>付 則 この条例は、令和元年12月14日から施行する。</p>	<p>(欠格条項) 第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 第7条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p>	<p>欠格条項に関する規定の整備及び用語の整備</p>

議案第 5 4 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のように認定する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
830	市道第 830 号線	緑町五丁目 2345 番 30 地先	緑町五丁目 2345 番 22 地先
831	市道第 831 号線	貫井南町一丁目 86 番 15 地先	貫井南町一丁目 86 番 12 地先

令和元年 9 月 2 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、都市計画法第 2 9 条第 1 項に規定する開発行為の許可を受け築造、移管された道路であり、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。



小金井市案内図 (北東部)



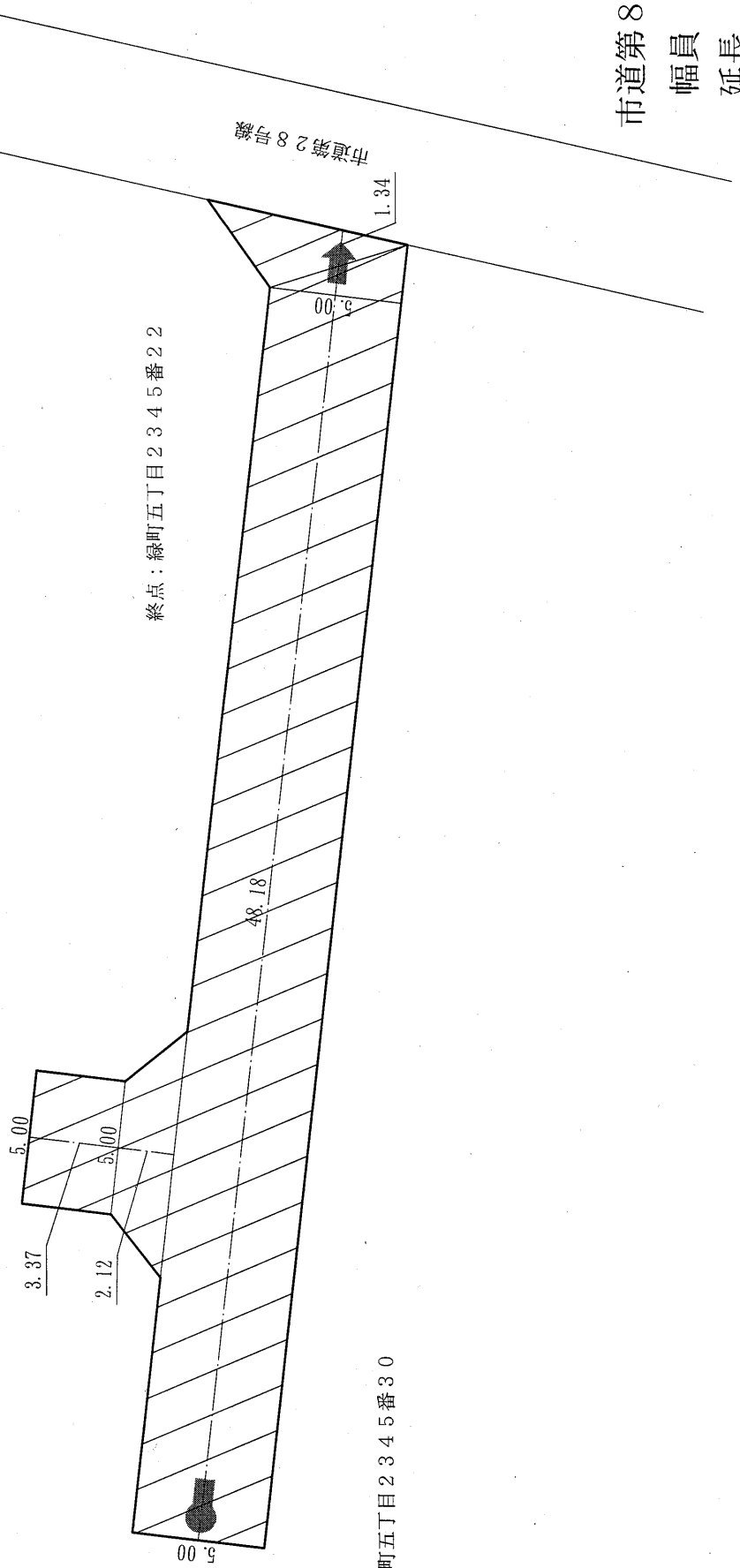
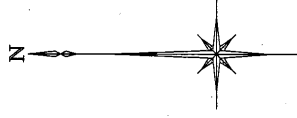
市道第830号線

# 市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所



起点：緑町五丁目2345番30

終点：緑町五丁目2345番22

市道第28号線

市道第830号線

幅員 5.00m

延長 55.01m



市道第831号線

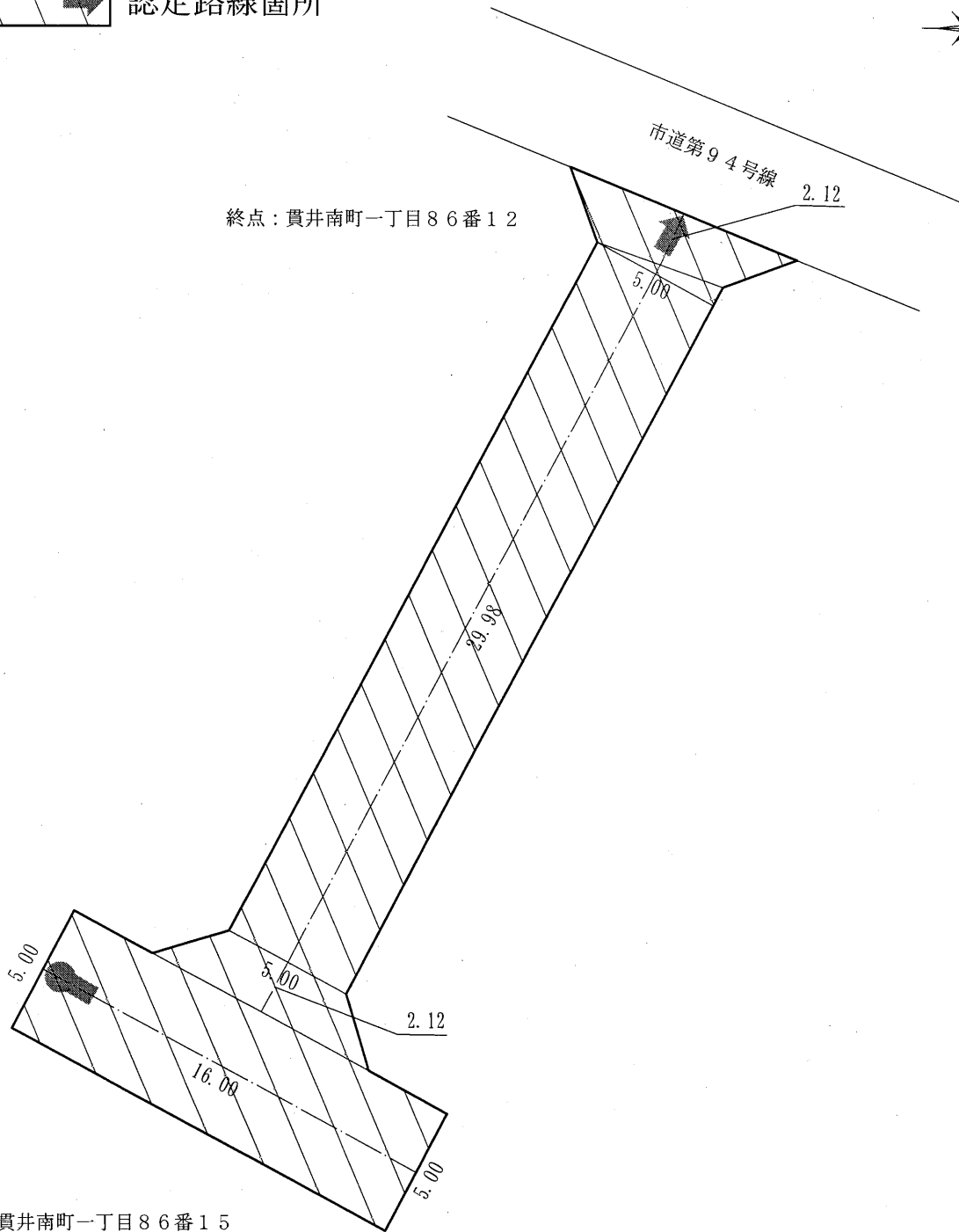
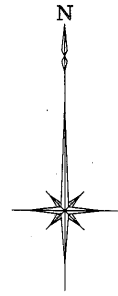
議案第54号資料3  
小金井市案内図（南西部）

# 市道路線認定見取図

凡 例



認定路線箇所



起点：貫井南町一丁目86番15

終点：貫井南町一丁目86番12

市道第94号線 2.12

2.12

市道第831号線

幅員 5.00m

延長 50.22m

議案第 55 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のように変更する。

調 書

整理 番号	新旧別	路 線 名	起 点
			終 点
349	新	市道第 349 号線	本町五丁目 2763 番 6 地先
			本町四丁目 2764 番 1 地先
	旧	市道第 349 号線	本町五丁目 2764 番 1 地先
			本町五丁目 2785 番 6 地先

令和元年 9 月 2 日提出

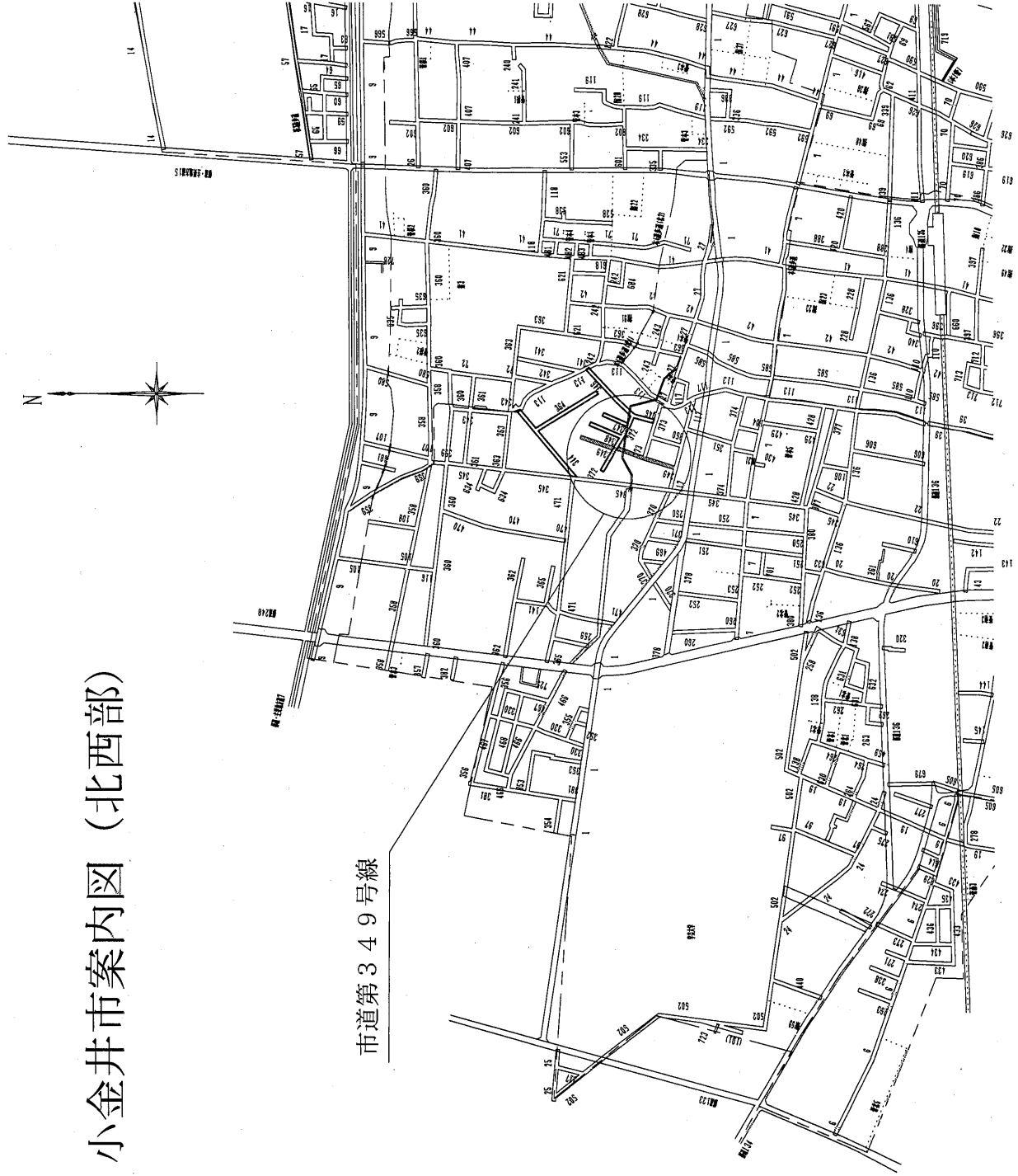
小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

当該道路は、起終点地隣接地権者への払下げに伴い、起終点を変更するため、道路法第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。

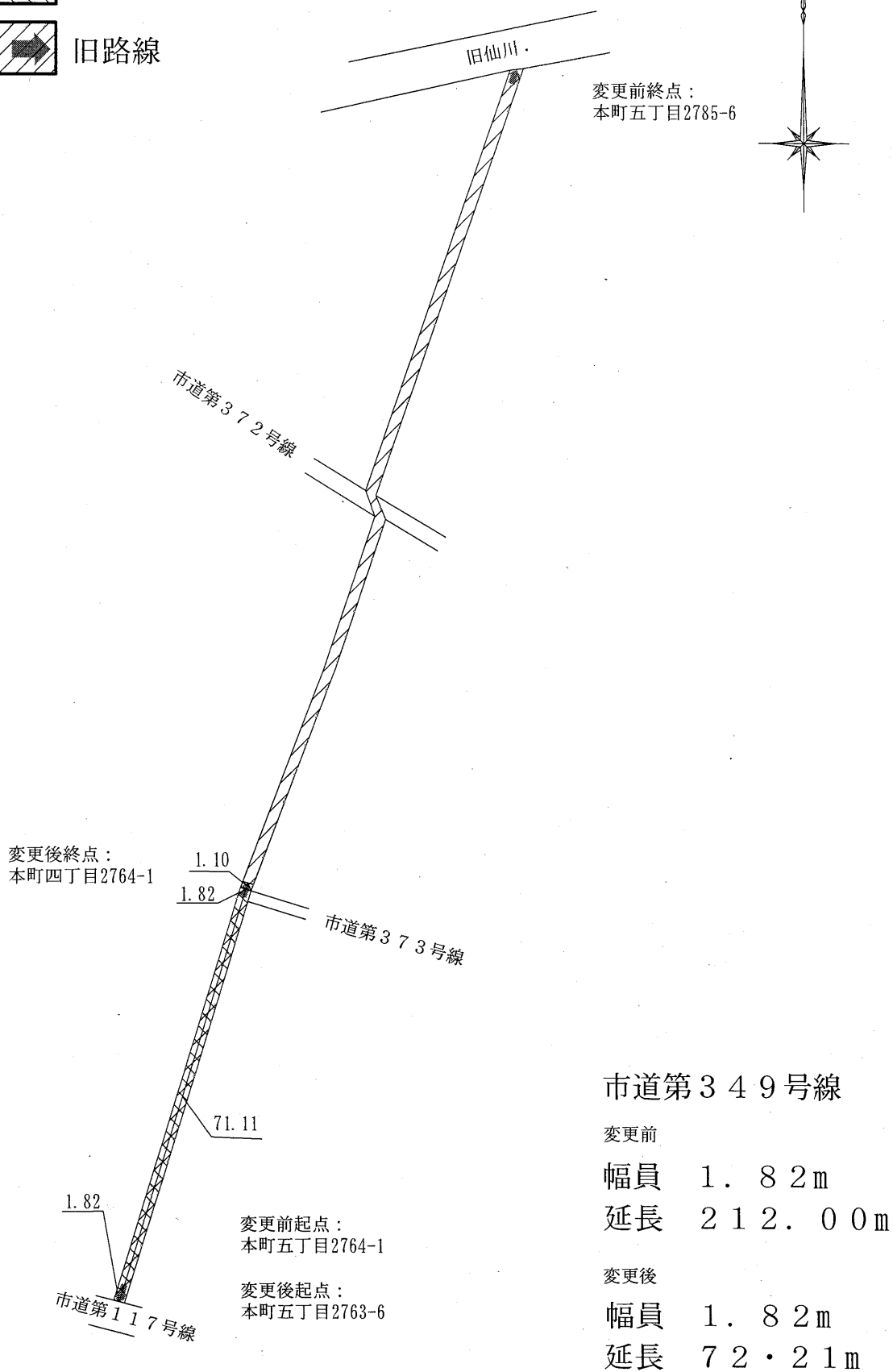
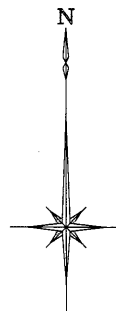
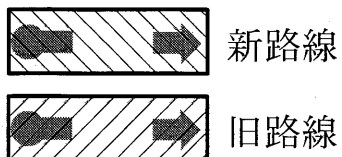
議案第55号資料1

小金井市案内図（北西部）



# 市道路線変更見取図

凡 例



変更前終点:  
本町五丁目2785-6

変更後終点:  
本町四丁目2764-1

変更前起点:  
本町五丁目2763-6

変更後起点:  
本町五丁目2763-6

議案第56号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次のように廃止する。

調 書

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点
344	市道第344号線	本町四丁目2787番1地先	本町四丁目2790番1地先
346	市道第346号線	本町四丁目2767番1地先	本町四丁目2795番1地先
347	市道第347号線	本町四丁目2782番2地先	本町四丁目2784番地先
348	市道第348号線	本町五丁目2784番2地先	本町五丁目2785番2地先
364	市道第364号線	本町四丁目2793番4地先	本町四丁目2793番1地先
372	市道第372号線	本町四丁目2766番4地先	本町四丁目2765番2地先

令和元年9月2日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

（提案理由）

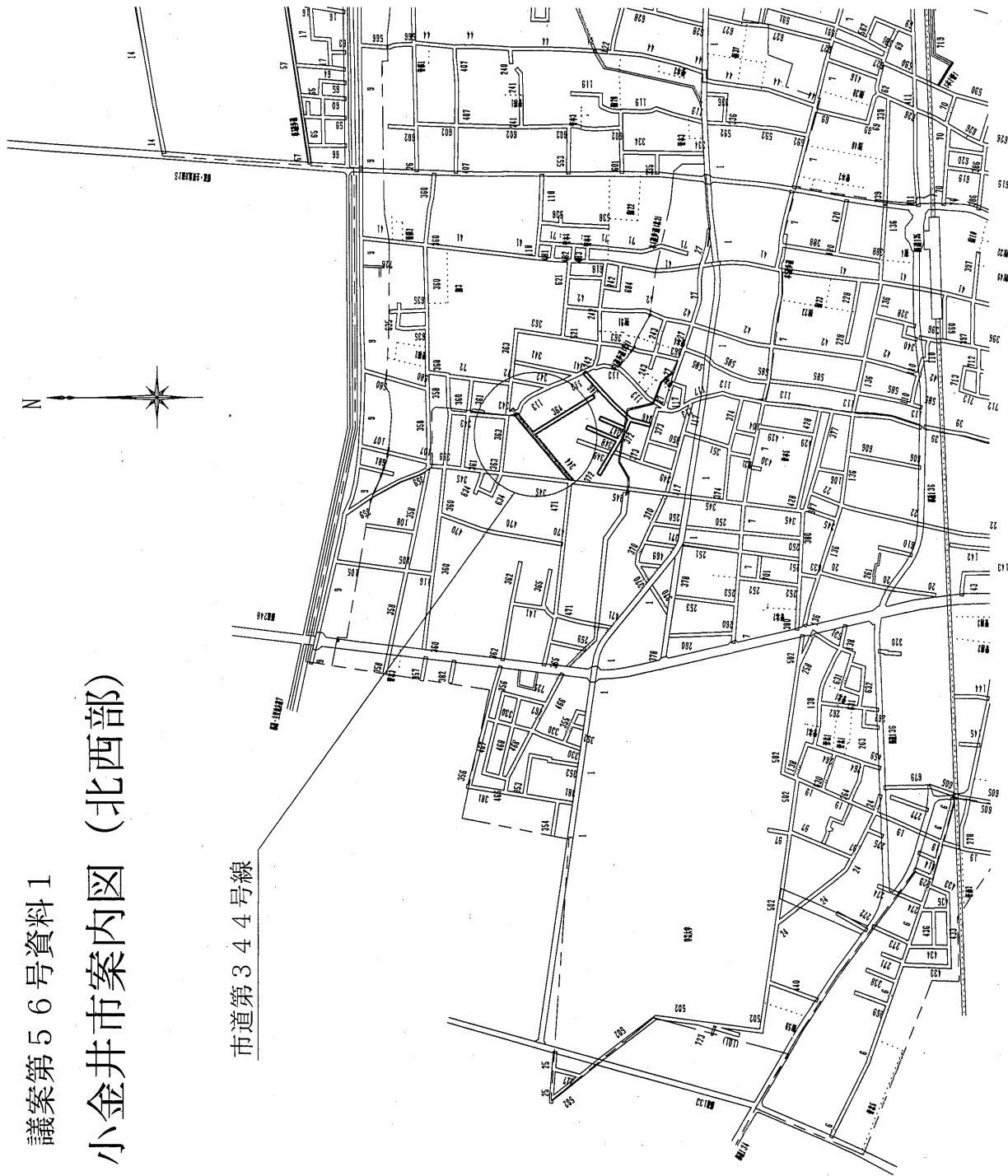
当該道路は、隣接地権者への払下げに伴い、当該路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定により準用する第8条第2項の規定により議会の議決を要することから、本案を提出するものであります。



議案第56号資料1

# 小金井市案内図 (北西部)

市道第344号線



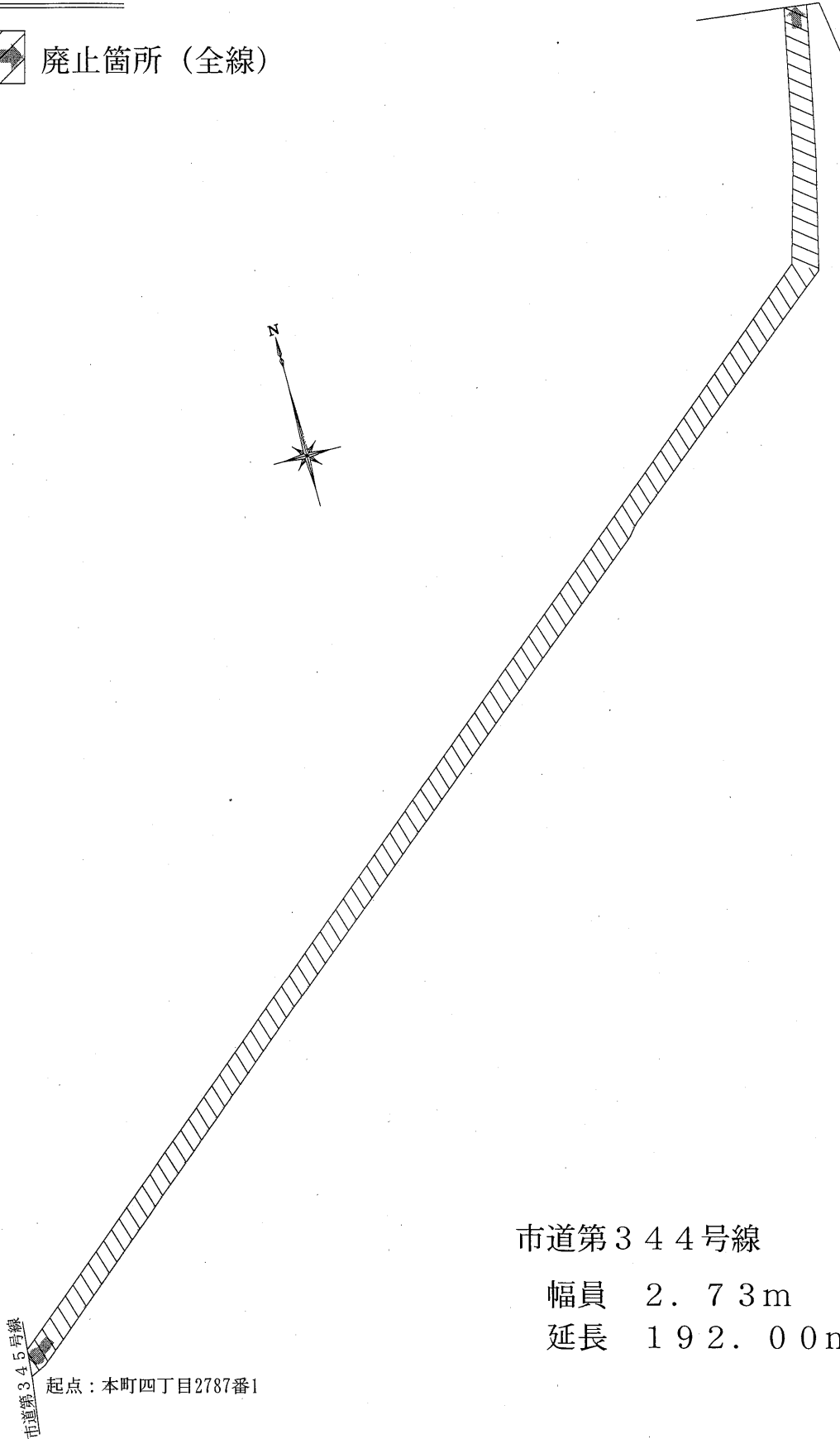
# 市道路線廃止見取図

凡 例



廃止箇所 (全線)

終点：本町四丁目2790番1



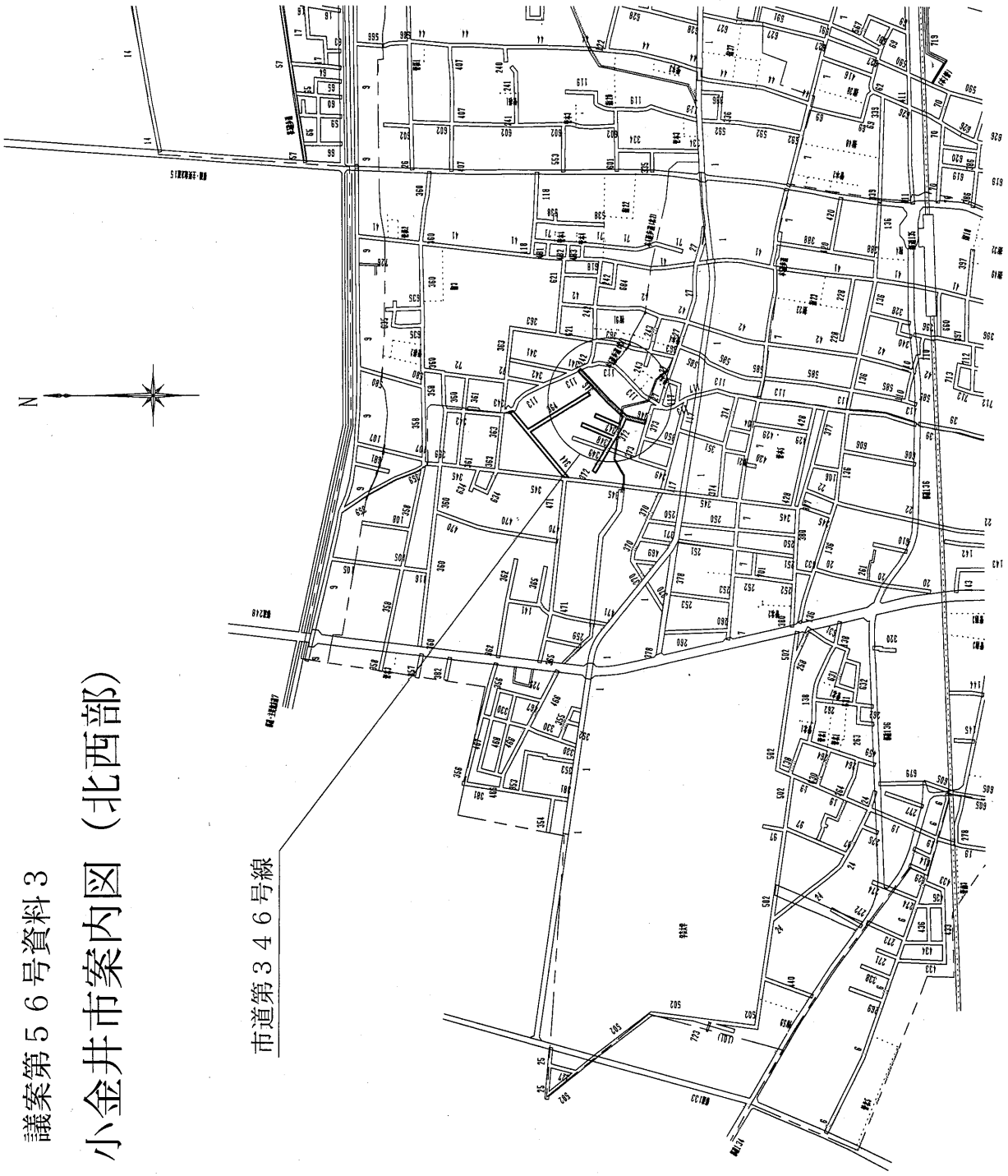
市道第344号線

幅員 2.73m

延長 192.00m

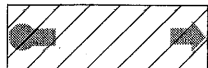
議案第56号資料3

小金井市案内図 (北西部)



# 市道路線廃止見取図

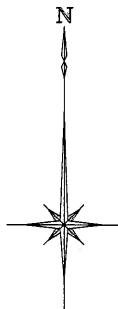
凡 例



廃止箇所 (全線)

終点：本町四丁目2795番1

水路



市道第373号線  
起点：本町四丁目2767番1

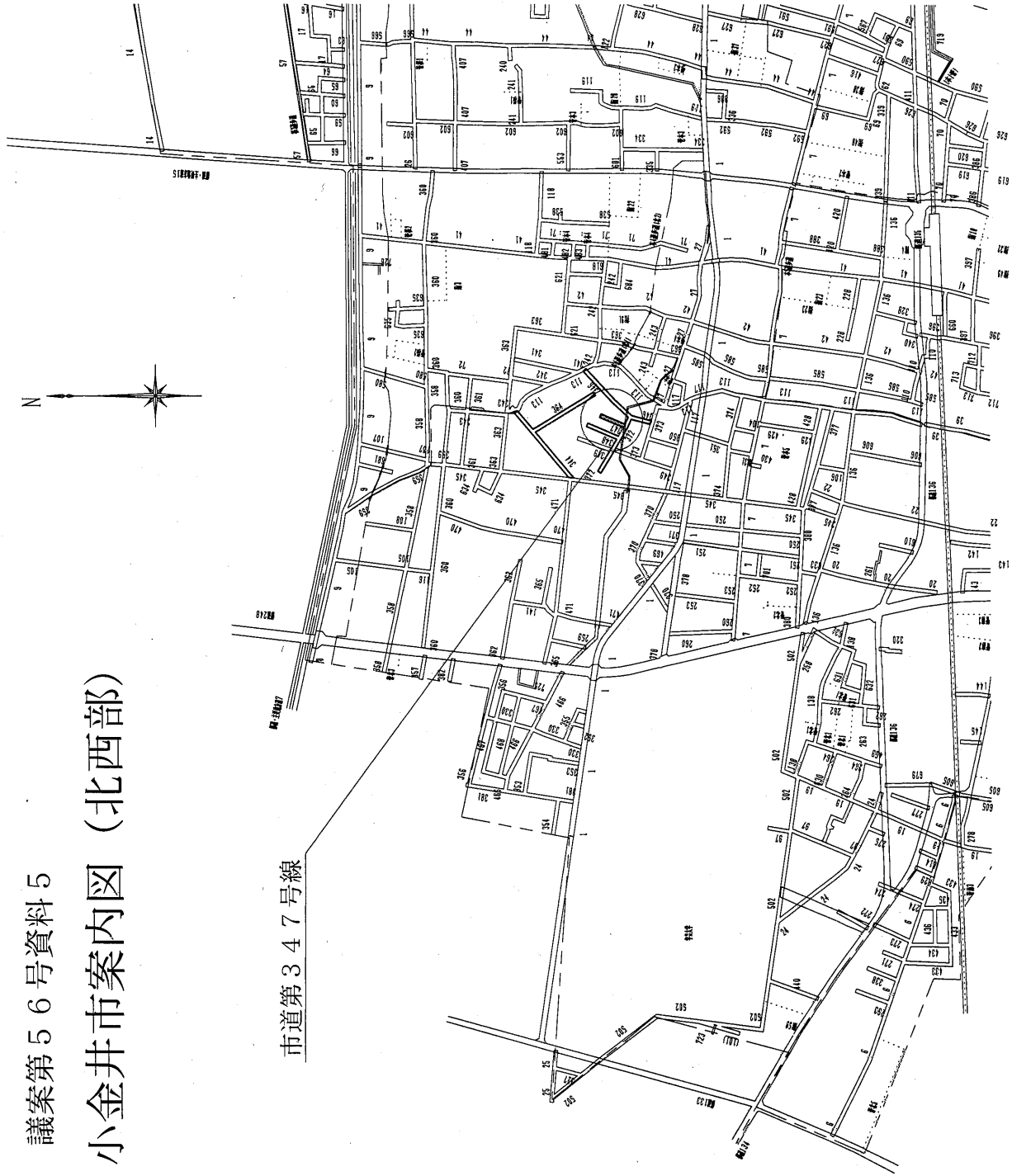
市道第346号線

幅員 1.82m

延長 175.00m

議案第56号資料5

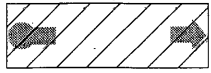
# 小金井市内図（北西部）



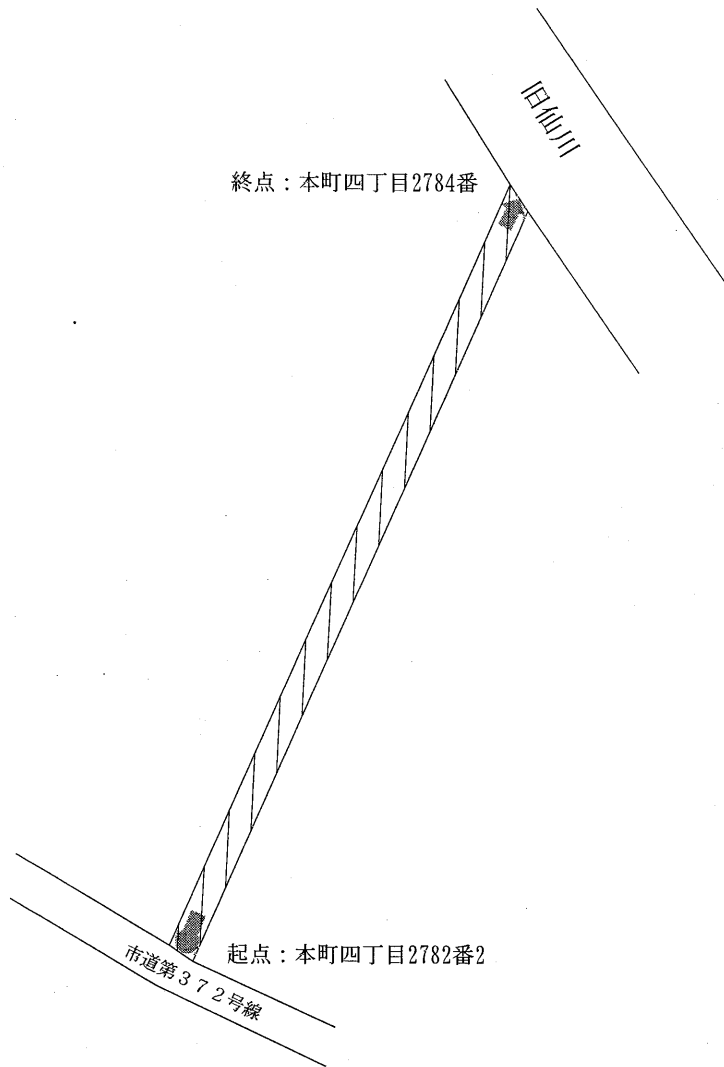
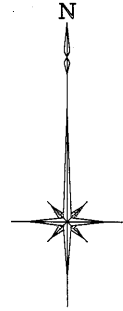
市道第347号線

# 市道路線廃止見取図

凡 例



廃止箇所（全線）



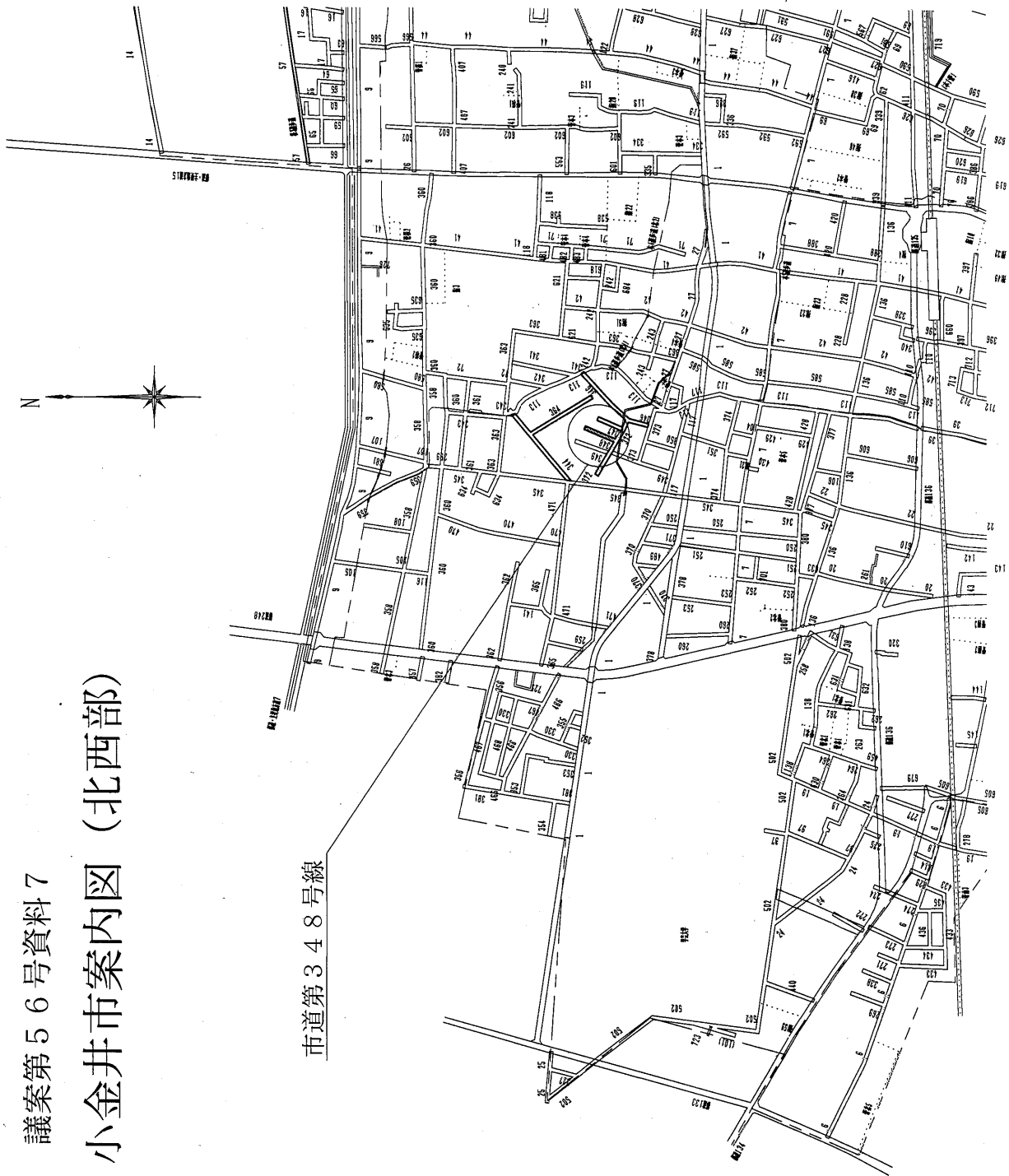
市道第347号線

幅員 1.82m

延長 55.00m

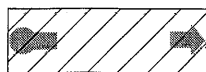
議案第56号資料7

# 小金井市案内図（北西部）

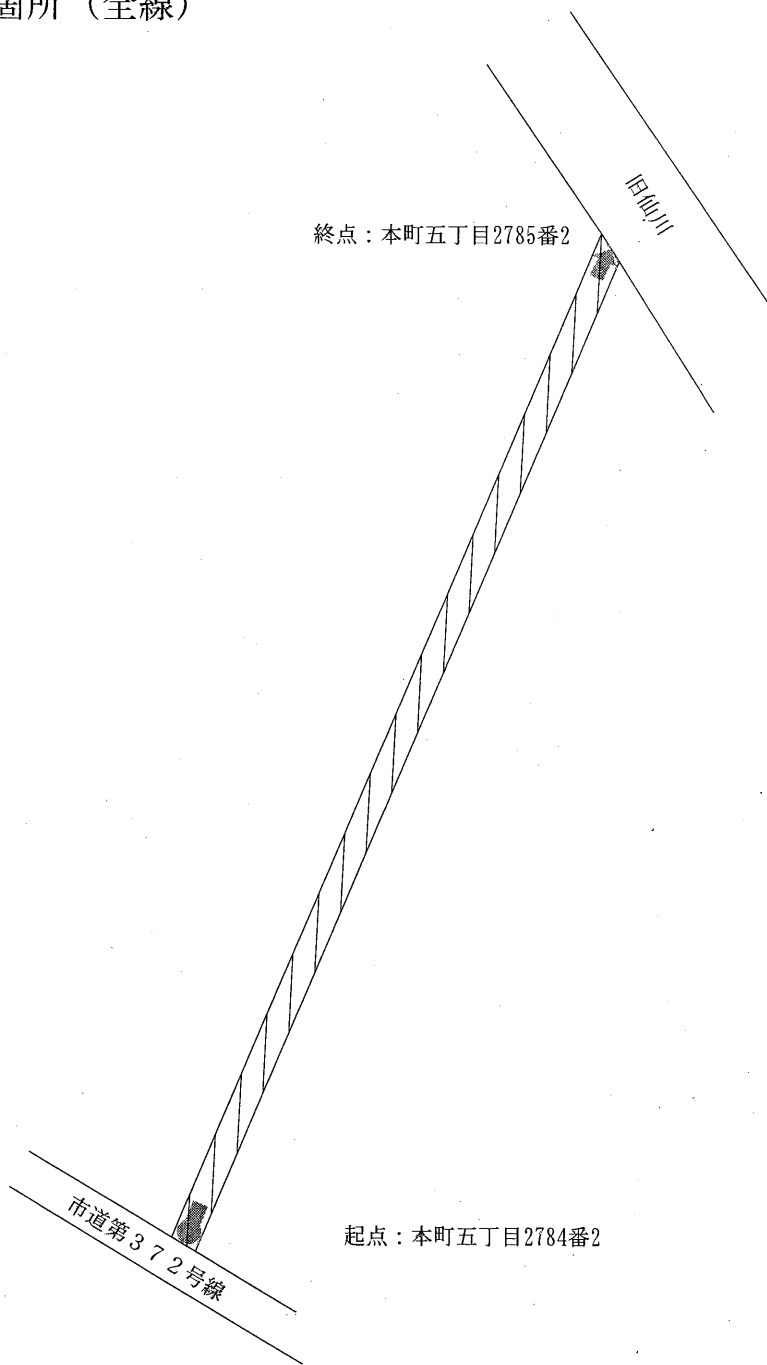
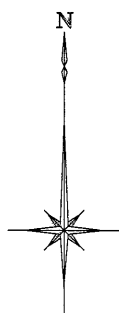


# 市道路線廃止見取図

凡 例



廃止箇所（全線）



市道第348号線

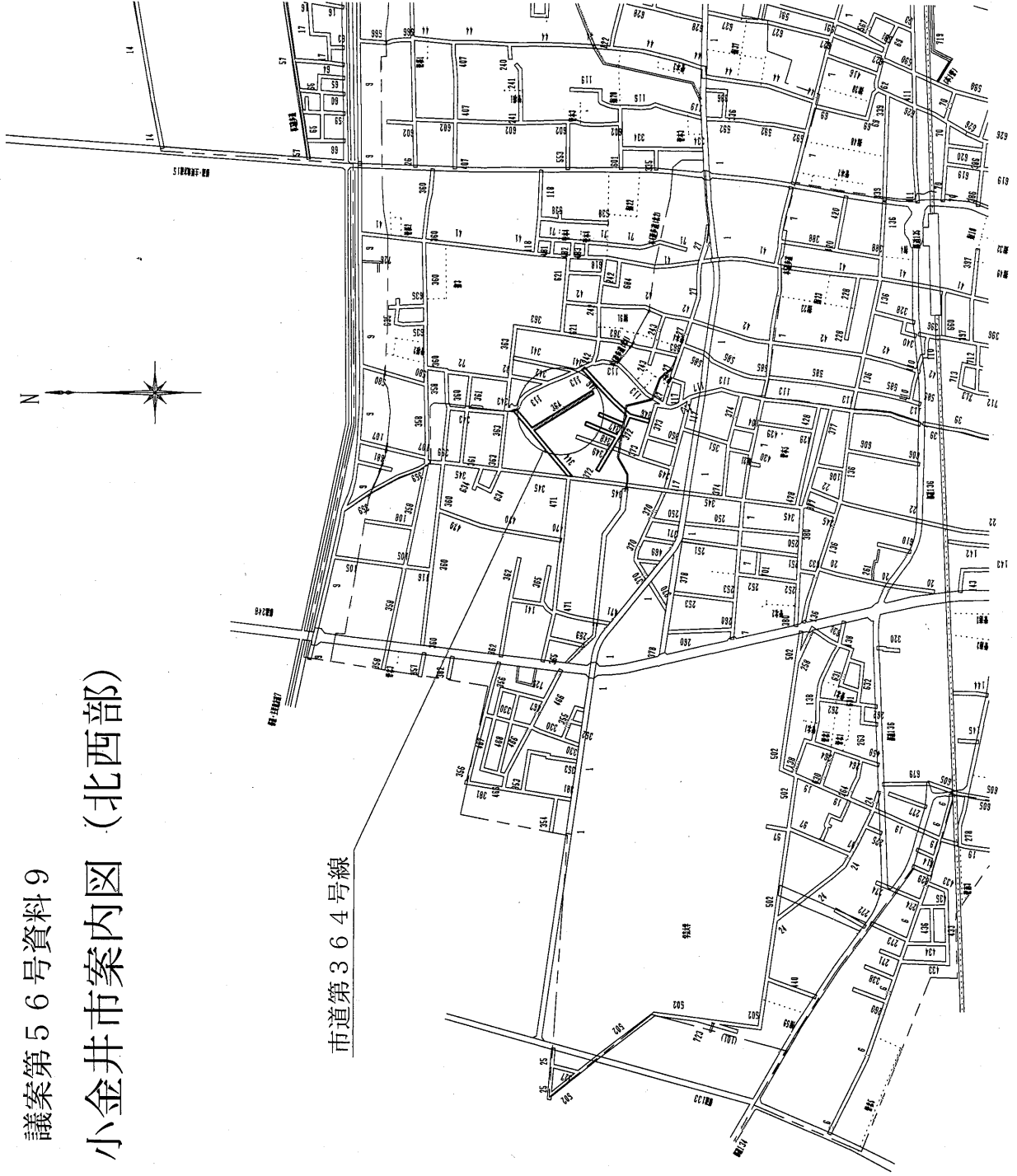
幅員 1.82m

延長 70.00m



議案第56号資料9

# 小金井市案内図（北西部）

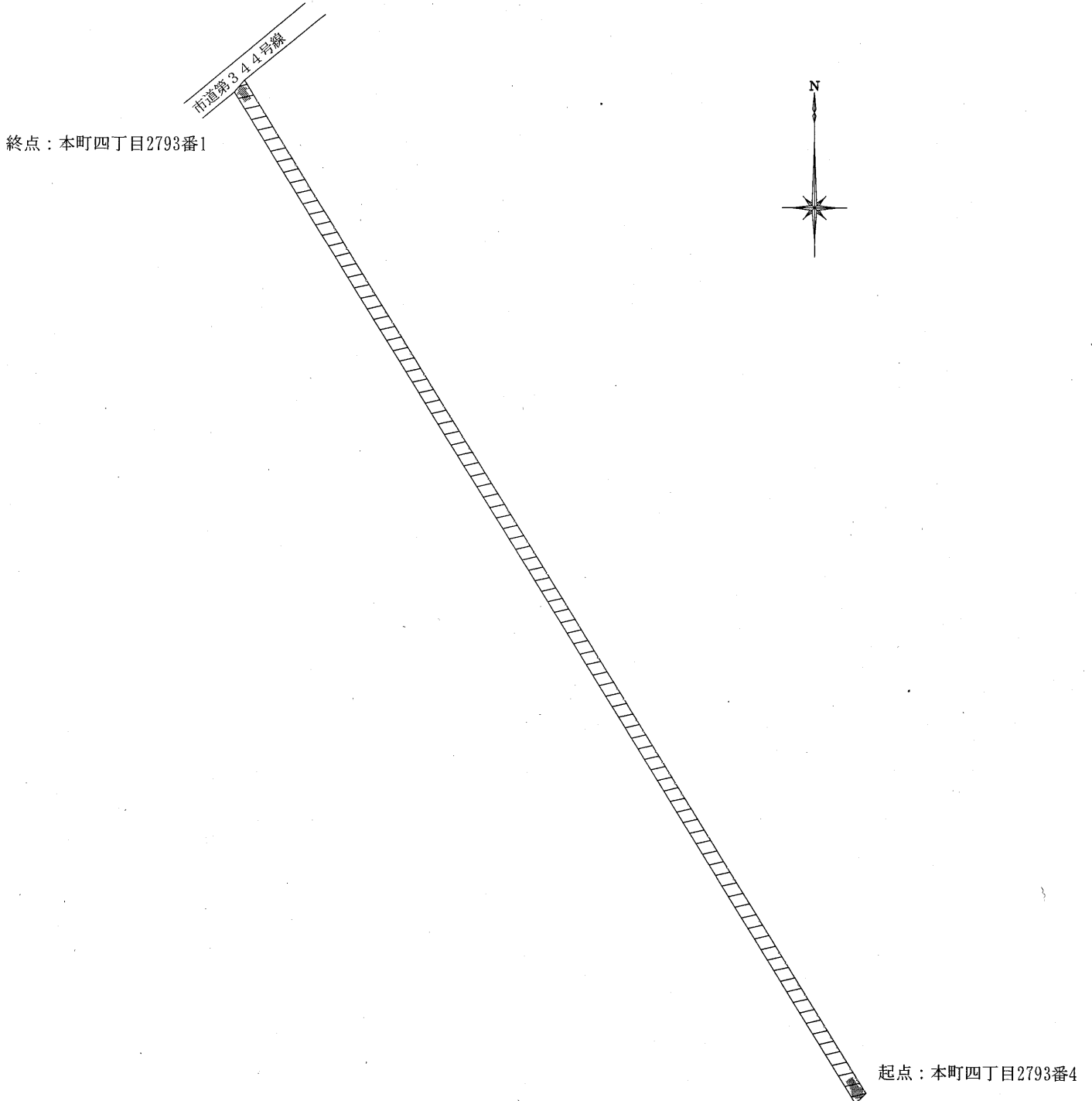


# 市道路線廃止見取図

凡 例



廃止箇所 (全線)



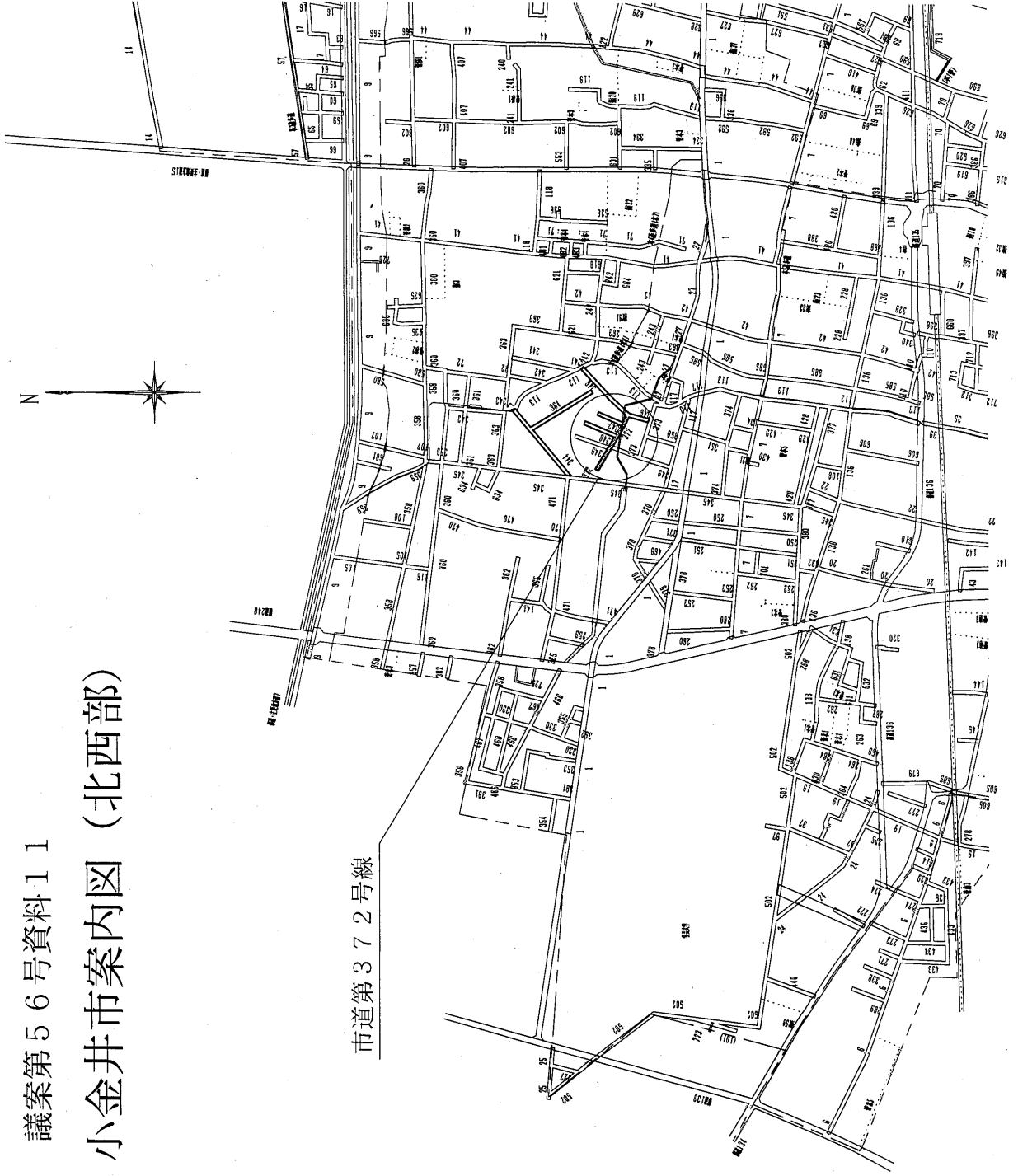
市道第364号線

幅員 1.82m

延長 151.00m

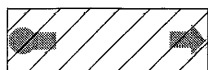
議案第56号資料1 1

# 小金井市案内図（北西部）

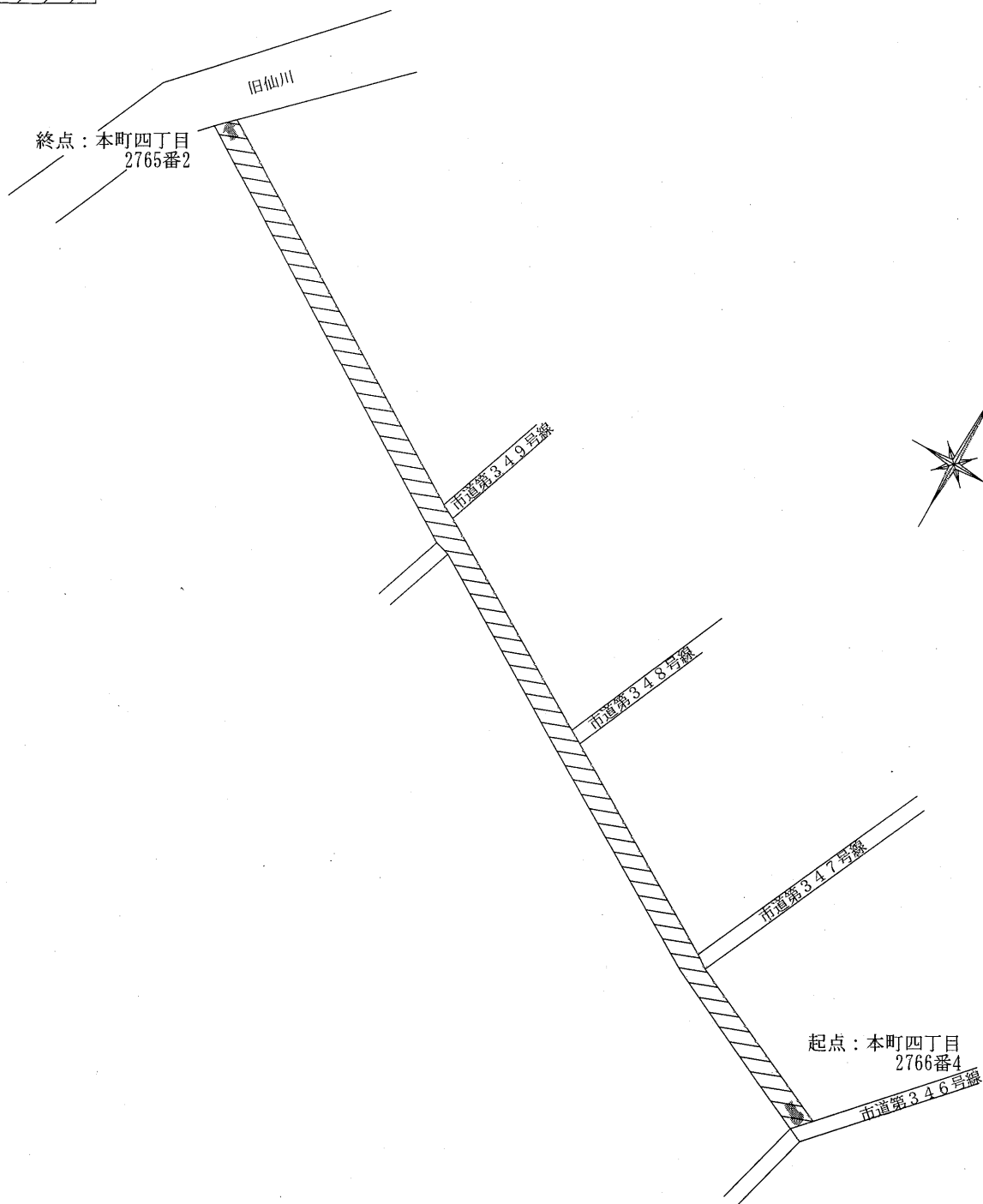


# 市道路線廃止見取図

凡 例



廃止箇所（全線）



市道第372号線

幅員 2.73m

延長 129.60m

令和元年 第3回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和元年 5月 1日から  
令和元年 7月 31日まで

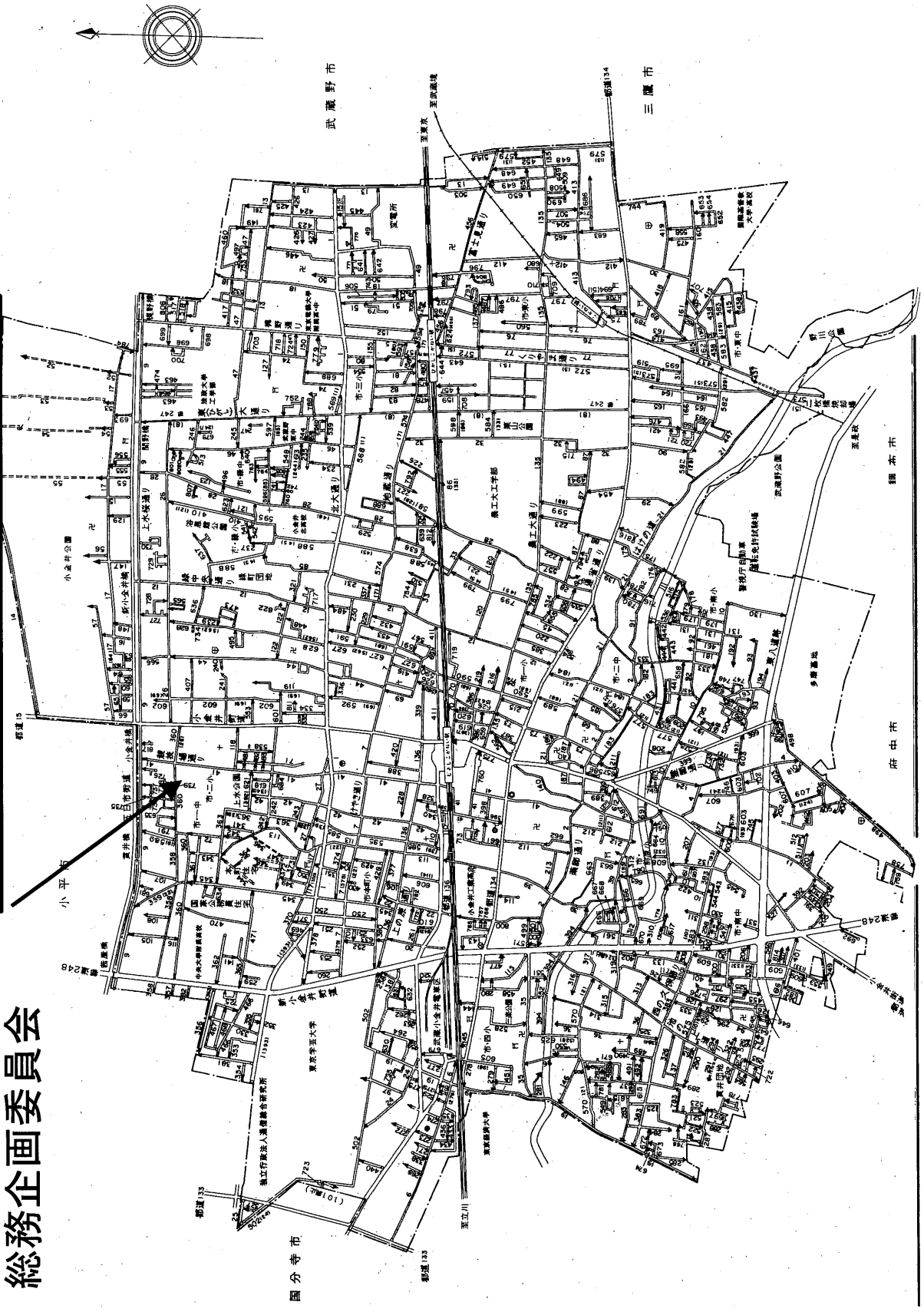
総務企画委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約業者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	3992-0	令和元年7月25日	小金井市桜町上水会館エレベーター改修工事 フジテック(株) 首都圏統括本部	18,040,000	令和元年 7月26日から 令和 2年 2月28日まで	エレベーター改修工事	随意契約1者	5

進捗率は、令和元年8月1日現在

# 小金井市全図 総務企画委員会

## 小金井市桜町上水会館エレベーター改修工事



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

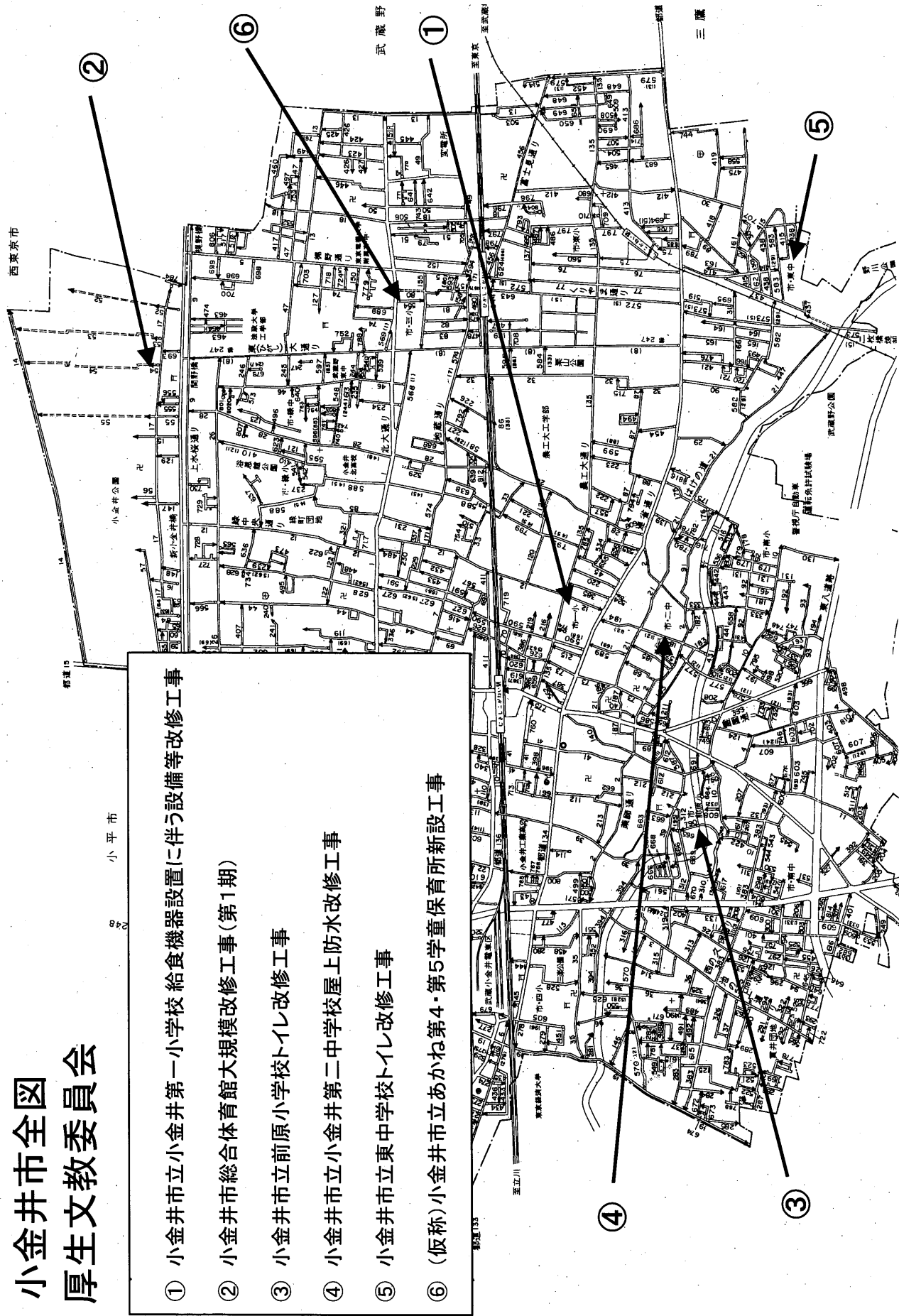
令和元年 5月 1日から  
令和元年 7月 31日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	1838-0	令和元年5月20日	小金井市立小金井第一小学校給食機器設置に伴う設備等改修工事 (株) 昭和未來	39,258,000	令和元年 5月21日から 令和元年 9月17日まで	給食室改修及び1階配膳室改修工事 ・建築工事(床・壁・天井等改修) ・給排水衛生設備工事(給排水管・空調・手洗い等改修) ・電気設備工事(照明等改修) ・ガス設備工事(ガス管改修)	指名競争 入札10 者	30
2	2709-0	令和元年6月25日	小金井市総合体育館大規模改修工 事(第1期) 関建設工業(株)	178,200,000	令和元年 6月26日から 令和 2年 3月17日まで	空調機器新設工事(大体育室) トイレ洋式化工事(地下1階及び1階)	制限付一 般競争入 札(総合 評価方 式)6者	5
3	2953-0	令和元年6月19日	小金井市立前原小学校トイレ改修 工事 相沢建設(株)	13,089,600	令和元年 6月20日から 令和元年 9月10日まで	トイレ改修工事(約42㎡) ・建築工事(床・壁・天井、トイレブース等改修) ・給排水衛生設備工事(便器・手洗器、給排水管等改修) ・電気設備工事(照明器具等改修)	制限付一 般競争入 札1者	15
4	2974-0	令和元年6月19日	小金井市立小金井第二中学校屋上 防水改修工事 (株) 青木工業	19,278,756	令和元年 6月20日から 令和元年 9月20日まで	屋上防水改修(校舎北棟) ・シート防水(平場) 1,037㎡ (立上り) 85.5㎡ ・透膜防水 228.4㎡ 屋上防水改修(屋内運動場ステージ屋根) ・シート防水(平場) 166㎡ (立上り) 14.5㎡ ・塗膜防水 23.5㎡	制限付一 般競争入 札8者	10
5	2989-0	令和元年6月19日	小金井市立東中学校トイレ改修工 事 相沢建設(株)	14,310,000	令和元年 6月20日から 令和元年 9月10日まで	トイレ改修工事(約45㎡) ・建築工事(床・壁・天井、トイレブース等改修) ・給排水衛生設備工事(便器、給排水管等改修) ・電気設備工事(照明器具等改修)	制限付一 般競争入 札1者	15
6	3213-0	令和元年6月26日	(仮称)小金井市立あかね第4 第5学童保育所新設工事  (株) 須藤工務店	145,145,000	令和元年 6月27日から 令和 2年 3月10日まで	建物概要 ・木造 平屋建て ・建築面積 322.23㎡ ・延床面積 299.99㎡ ・その他面積 18.45㎡ 小屋根収納 5.43㎡ 外部物置 仕上概要 ・外部仕上 カラーガルバリウム鋼板 屋根 サイディング ・内外部仕上 フローリング、一部畳 壁 ビニールクロス、腰壁部羽目板 床 石膏ボード 天井	制限付一 般競争入 札(総合 評価方 式)4者	5

進捗率は、令和元年8月1日現在

# 小金井市全図 厚生文教委員会



- ① 小金井市立小金井第一小学校 給食機器設置に伴う設備等改修工事
- ② 小金井市総合体育館大規模改修工事(第1期)
- ③ 小金井市立前原小学校トイレ改修工事
- ④ 小金井市立小金井第二中学校屋上防水改修工事
- ⑤ 小金井市立東中学校トイレ改修工事
- ⑥ (仮称)小金井市立あかね第4・第5学童保育所新設工事



令和元年 第3回定例会

工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

令和元年 5月1日から  
令和元年 7月31日まで

建設環境委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	3896-0	令和元年7月18日	前原町二丁目(ほか1箇所)管さよ更 生工事  金澤建設(株)	26,059,000	令和元年7月19日から 令和元年11月29日まで	管さよ更生工(製管工法) ・前原町二丁目 φ800 L=68.1m 1式 φ900 L=50.5m 1式 ・中町四丁目 φ800 L=14.2m 1式	制限付一 般競争入 札4者	5

進捗率は、令和元年8月1日現在

# 小金井市全図 建設環境委員会

